

第9編 都市基盤

第1章 都市整備

第1節 都市計画

合併に当たり、新市の都市計画の根幹をなすマスタープランを新市移行後に新たに策定することとした。

策定に当たっては、新市の総合計画や愛媛県の定める都市計画区域マスタープランに基づくとともに、当時進めていた線引き廃止や土地の利用規制見直しを反映した。

1 線引き廃止と土地の利用規制

愛媛県が定めていた東予広域都市計画区域*1における市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）について、本市では、市街化区域と市街化調整区域の土地価格差が拡大し、市街化区域での宅地取得が難しくなっていた。また、市街化調整区域の土地利用規制が厳しいため住宅の建設が難しくなり、区域内の集落の過疎化・高齢化が進み、集落コミュニティの存続が危ぶまれるなどの課題に直面していた。

これらの課題に対応するため、2002（平成14）年7月に東予2市2町の首長が「都市計画法による現行線引き制度の抜本的見直し」について県知事に要望を提出した。また、2003（平成15）年6月には新居浜市を含む3市2町の首長が線引き廃止について知事に要望を提出した。

この要望が認められ、2004（平成16）年5月に旧西条市、旧東予市、旧丹原町、旧小松町及び新居浜市エリアの線引きが廃止された。

なお、線引き廃止後も、以前の市街化区域に設けていた工業・商業・住居などの用途地域はそのまま存続させている。また、以前の市街化調整区域について、特定用途制限地域（農用地区域、保安林、第1種農地を除く）として3地区（産業居住地区、幹線道路沿線地区、田園居住地区）を指定し、一定の土地利用規制を行いながら土地利用の活性化を図っている。

*1 東予広域都市計画区域 都市計画法に基づき、1973（昭和48）年に総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として本市、東予市、丹原町、小松町、新居浜市の各一部からなる「東予広域都市計画区域」が定められた。

また、線引き廃止を受けて次の2点について、変更や見直しを行っている。

①西条市特別用途地区の変更（大規模集客施設制限地区の指定）

中心市街地における都市機能の集積や適切な立地誘導を図るため、2007（平成19）年12月25日から、本市内の準工業地域における大規模集客施設（床面積1万㎡超）の立地規制を行った。

これは、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられ、西条市中心市街地活性化基本計画（平成20年7月9日認定）の認定に当たり、準工業地域における大規模集客施設の立地の制限を行うことが条件であったことによる。

【面積】約172ha

②都市計画区域の見直し

東予広域都市計画区域は、市町村合併により新居浜市と本市の2市に集約され、2004（平成16）年5月に区域区分（線引き）が廃止されたことから、2009（平成21）年1月に西条都市計画区域と新居浜都市計画区域に分割された。なお、分割に当たり区域の拡大・縮小は行っていない。

【都市計画区域面積】17,753ha

【都市計画区域人口】111,200人（平成17年国勢調査）

2 西条市都市計画マスタープラン

本プランは、都市計画法第18条の2に基づき、総合計画などを踏まえて、将来の土地利用、道路、公園整備など、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものである。都市環境や市街地の整備など、個々の都市計画相互の調整を図るとともに、個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となるもので、おおむね20年後の本市の姿を展望し、2009（平成21）年3月に2029（令和11）年を目標年次として策定した。本市が約509km²（当時）という広大な行政区域を有し、旧2市2町に従来の市街地が形成されていることなどを勘案して定めた。計画の対象範囲は本市の都市計画区域だが、必要に応じて対象区域を本市全域とし、周辺市町との関係も考慮してプランを実施していくこととしている。

本プランにおける「将来都市構造の方向性」は次の3点である。

- ① 中心部の拠点性の強化
- ② 地域の拠点性の確保・強化
- ③ 中心部と地域の連携強化

この方向性を踏まえて、西条地域の中心市街地を都市拠点とし、旧東予・丹原・小松総合支所周辺の市街地を地域拠点と位置付け、それらの拠点間を公共交通機関や道路網で結ぶことにより、連携強化を図った都市構造を持つ「拠点連結型都市構造」を目指していくこととした。

本プランでは、全体構想として土地利用や市街地整備、都市施設整備、環境形成、都市景観形成、都市防災、住宅整備など都市づくりの各方針を定めるとともに、地域別構想として市内を西条・東予・丹原・小松の4つの地域に区分し、さらに、西条地域は東部、中央部、西部、東予地域は東予東、東予西、河北の各3地区に細分するなどして、地域の特性を活かしたまちづくりの指針を定めている。

マスタープランの都市的土地利用は図表9-1-1、自然的土地利用は図表9-1-2、将来都市構造図は図表9-1-3、地域・地区区分図は図表9-1-4のとおりである。

図表9-1-1 都市的土地利用

区分名	エリア	方針
中心商業地	JR伊予西条駅から市役所にかけての一带	不足した都市機能を総合的に連携整備し、施設間の回遊性や憩いの環境を創出し、中心市街地への吸引力の向上を図るとともに、良質な都市居住空間を創出する
地域商業地	東予総合支所、丹原総合支所、小松総合支所周辺	公共施設や店舗、事務所などと住宅地との調和を図りながら、地域の中心地としての利便性の向上と居住環境の保全に努める
中心商業地周辺 既成住宅地	古くから城下町として形成されてきた陣屋跡周辺の市街地	歴史を感じる町並みやコミュニティなどを維持しながら、防災機能の向上を図り、魅力ある市街地とする
専用住宅地	戸建て住宅を中心に低層な住宅地を形成している地区	専用住宅地として位置付け、良好な居住環境の維持を図る
一般住宅地	中心商業地や地域商業地周辺の市街地	環境保全に配慮した居住空間の改善を図るとともに、利便性の高い住宅地の整備を進める
複合地	用途地域内の幹線道路沿道など、住・商・工の土地利用の複合化が進んでいる地域	施設内緑地の推進や地域の実情に応じた環境整備により、それぞれの用途を相互に配慮した土地利用を図る
工業地	主要地方道壬生川新居浜野田線より北側の臨海部	未利用地への企業誘致を促進するとともに、新たな工業用地の確保に努め、優れた立地条件を活かした、四国屈指の産業都市にふさわしい工業の集積を図る
市街化誘導地	朔日市・新田地区、JR壬生川駅西地区	既成市街地の隣接部を、市街化を誘導する地域と位置付け、用途地域の指定の必要性を検討する
産業居住地	いよ西条インターチェンジ周辺、東予丹原インターチェンジ周辺	幹線道路沿道などの工場等が立地する地域を産業居住地と位置付け、周辺の居住環境や営農環境の保全に考慮しながら、一定の工業施設や流通施設などの立地を誘導する
沿道サービス地	周辺の居住環境と調和したサービス施設や工業施設が見られる道路沿道	工業やサービス業、飲食店を誘導し、道路利用者の利便性を向上させるとともに周辺地域の生活利便性の向上を図る

資料：都市計画課（西条市都市計画マスタープラン）

図表9-1-2 自然的土地利用

区分名	エリア	方針
自然共生地	農業集落と住宅地が複合する自然と共生するゾーン	計画的に住宅の配置を図り、快適性、防災性に優れた良好な居住環境の形成を図る
田園環境保全地	加茂川や中山川など、主要河川沿いに広がる大規模な優良農地	地域資源と一体的に保全する地域と位置付ける
山麓景観保全地	山麓に立地した社寺やお遍路道など、街道風景が残されているゾーン	歴史遺産を周辺の風景とともに保全し、市民との協働により景観誘導策の施行を目指す
自然環境保全地	上記以外の自然環境保全が必要なエリア	保安林など良好な自然環境の保全を図る。また南部の石鎚山などにおいては、水源かん養機能の維持及び土砂流出などの防災機能の維持を図るとともに、自然環境や自然景観の保全、森林の育成を促進する

資料：都市計画課（西条市都市計画マスタープラン）

図表9-1-3 将来都市構造図



資料：都市計画課（西条市都市計画マスタープランから作成）

図表9-1-4 地域・地区区分図



資料：都市計画課（西条市都市計画マスタープランから作成）

3 西条市立地適正化計画

全国的に人口減少・少子高齢化が進み、居住利便性の低下が危惧されていることを背景として、都市再生特別措置法が2014（平成26）年に改正され、持続的なまちづくりを目指す立地適正化計画を策定することが可能となった。

これを受け、本市は、市内の拠点性や都市機能の利便性を高め、住みよい居住地形成を実現することを目的として、西条市都市計画マスタープランの理念や考え方を踏まえた上で、2017（平成29）年2月に西条市立地適正化計画（計画期間：平成28～令和12年度）を策定した。

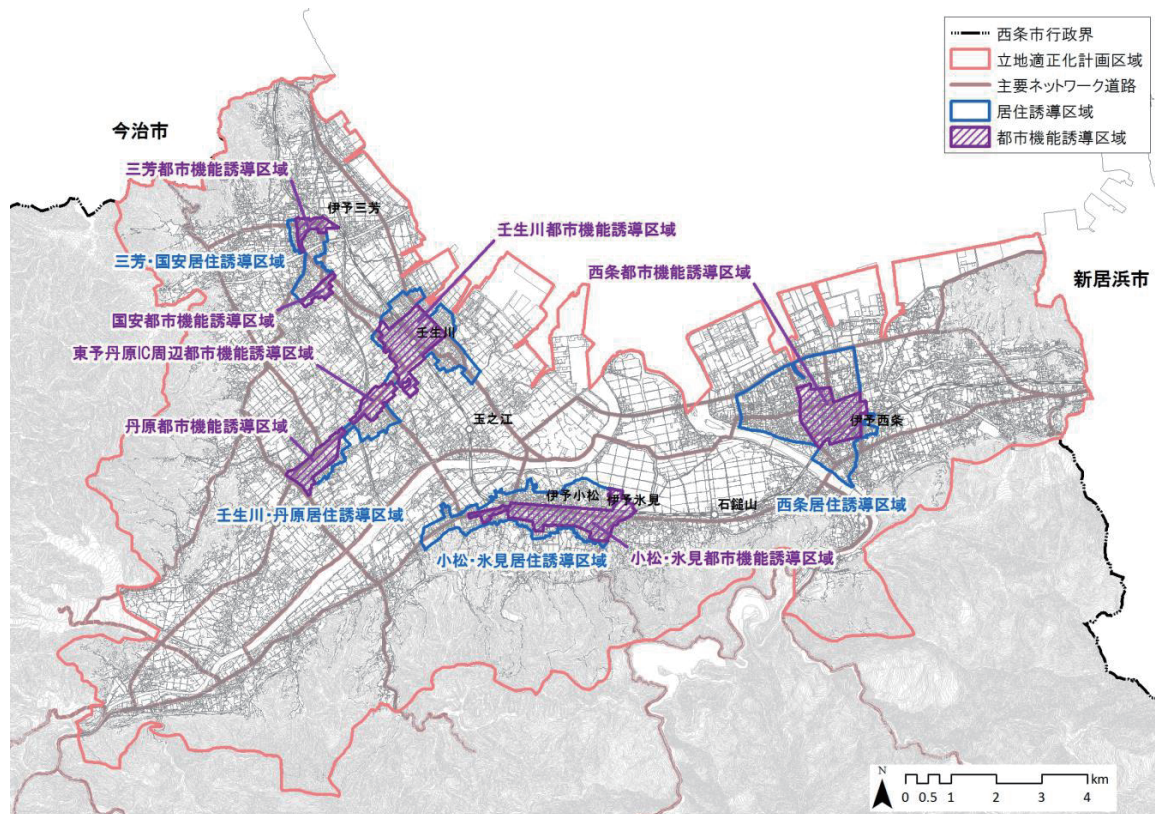
商業、医療等の機能や人をゆるやかに誘導し、各区域の利便性を向上させることによって、その周囲に広がる郊外住宅地の居住者の生活利便性も高め、「各拠点で歩いて暮らしながら、周辺からも訪れやすいまち」を作っていくことを目的とした。本計画では、伊予西条駅周辺（西条）、壬生川駅周辺（東予）、東予丹原IC周辺（東予・丹原）、伊予三芳駅周辺（三芳・国安）、丹原総合支所周辺（丹原）、伊予小松駅周辺（小松・氷見）を、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現に向けた都市機能の維持・強化の要となる都市機能誘導区域として定めた。

本計画の公表（平成29年4月14日付け）に伴い、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為について、届出が必要になった。

居住誘導区域と都市機能誘導区域は図表9-1-5のとおりである。

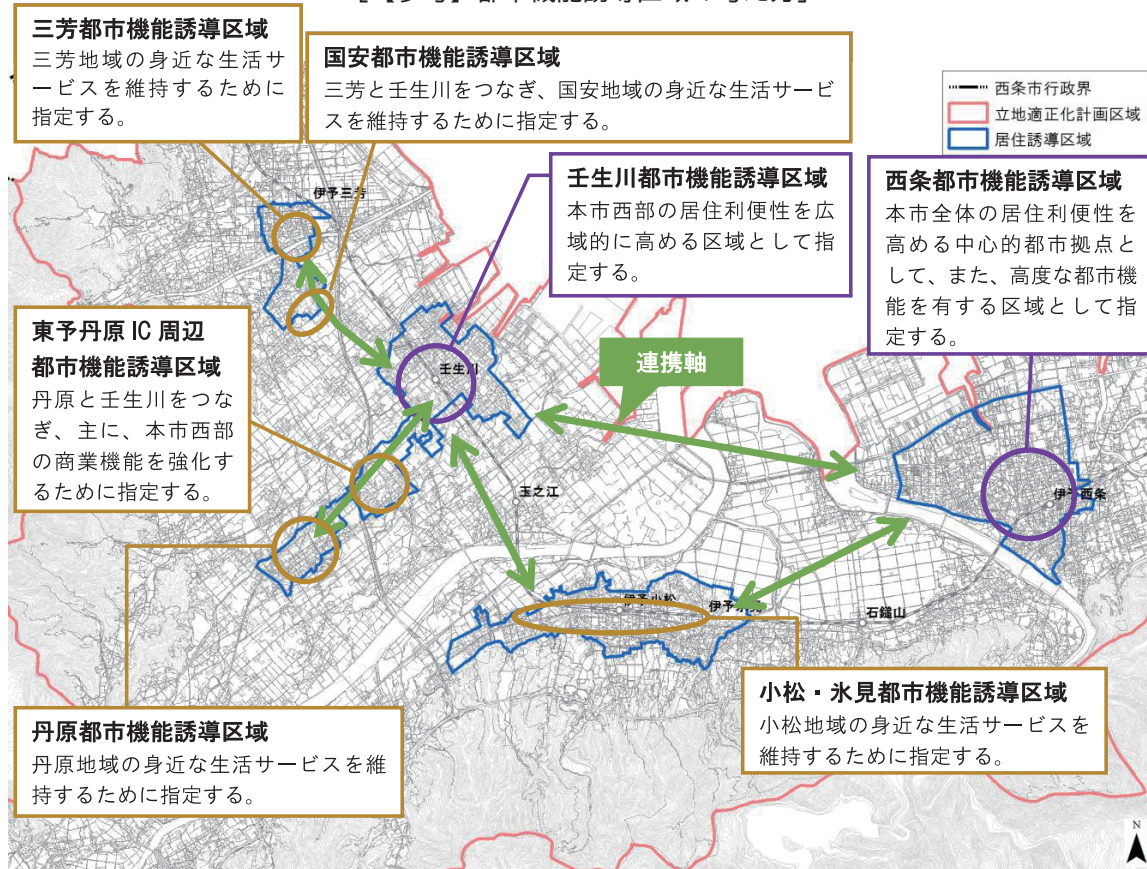
図表9-1-5 居住誘導区域と都市機能誘導区域

[居住誘導区域及び都市機能誘導区域の位置]



資料：都市計画課（西条市立地適正化計画）

【【参考】都市機能誘導区域の考え方】



資料：都市計画課（西条市立地適正化計画）

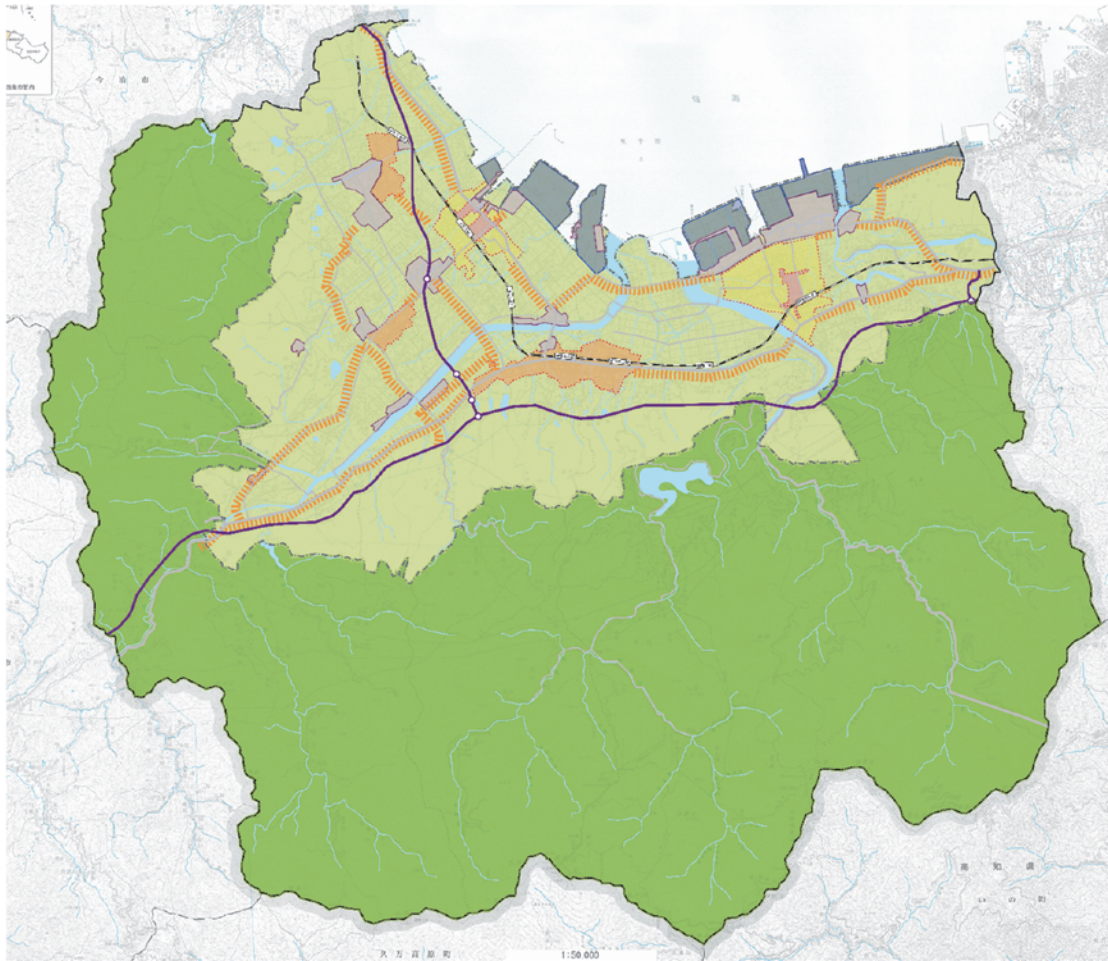
4 西条市景観計画

2004（平成16）年6月に制定された景観法に基づき、本市は2005（平成17）年10月に良好な景観形成のために具体的な施策を実施する景観行政団体となった。これを受け、良好な景観の保全・形成を図ることを目的として、2018（平成30）年3月に西条市景観計画を策定した。

本計画では、類型区分・景観軸・景観拠点ごとの景観形成方針を定めるとともに、建築物の形態意匠や高さなど行為の制限となる景観形成基準を示している。本計画を基に、同年6月には、景観形成重点地区の指定や景観審議会の設置、届出を要しない行為などを定めた西条市景観条例を制定し、計画の推進を図っている。

土地利用による類型区分は図表9-1-6、景観軸と景観拠点は図表9-1-7のとおりである。

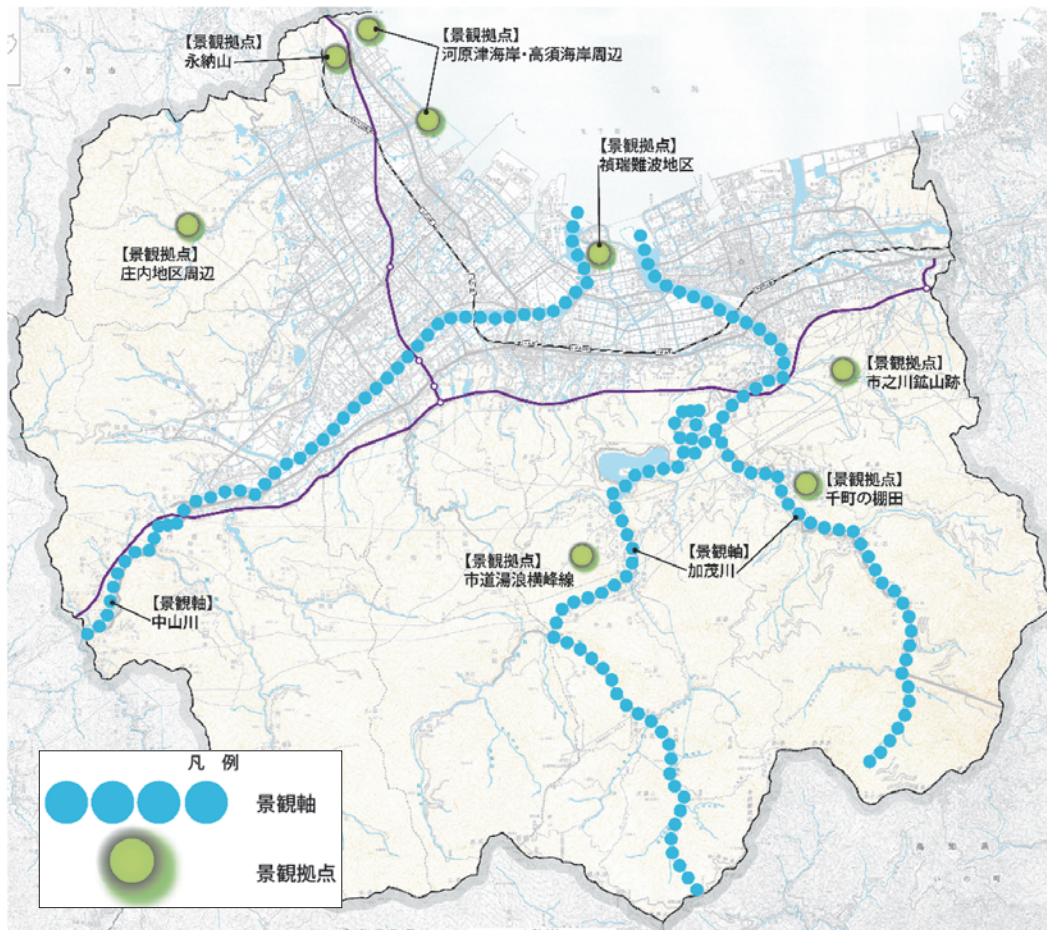
図表9-1-6 土地利用による類型区分



類型区分	地域	用途地域等
商業系景観	西条地域	商業地域、近隣商業地域
	東予地域	
住居系景観	西条地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域 第一種及び第二種住居地域、準住居地域
	東予地域	西条地域は朔日市地区、大町地区の一部を含む 東予地域は多賀地区、周布地区の一部を含む
商業系、住居系景観	丹原地域	近隣商業地域 第一種及び第二種低層住居専用地域
	小松・氷見地域	第一種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域 小松・氷見地域については、小松町新屋敷地区、氷見乙地区の一部を含む
	三芳・国安地域	三芳・国安地域については三芳地区、国安地区の一部を含む
工業系景観	—	工業専用地域
産業居住系景観	—	工業地域、準工業地域、産業居住地区
幹線道路沿線系景観		幹線道路沿線地区のうち、上記の類型区分に該当しない範囲
田園居住系景観	—	都市計画区域のうち、上記の類型区分に該当しない範囲 (主に田園居住地区)
山林系景観	—	都市計画区域外
景観形成重点地区	策定次第追加する予定	

資料：都市計画課（西条市景観計画）

図表9-1-7 景観軸と景観拠点



資料：都市計画課（西条市景観計画）

第2節 街路

都市計画街路は、合併時には市全域で27路線（計画延長100,404m）あり、改良率は50.3%であった。2008（平成20）年3月に策定された愛媛県都市計画道路見直しガイドラインに基づき、本市の全ての路線について将来交通量を推計し、必要性の検証・代替路の検証などを行った。その結果を受けて、将来の交通需要に対応し、市が目指す将来の都市構造を実現するために、新たな整備路線や既存の都市計画道路網の見直しを行い、2011（平成23）年度に西条市内道路網整備計画を策定した。

楠浜北条線など計画路線の一部開通、古川玉津橋線や喜多川朔日市線の道路改良などを行うとともに、伊予西条駅と壬生川駅の自由通路2路線を新たに整備するほか、計画の見直しなども進めた。現在の都市計画街路は29路線（計画延長99,070m）で、改良率は66.57%となっている。（楠浜北条線、古川玉津橋については、9編2章でも記述）

都市計画街路の状況は図表9-1-8のとおりである。

1 喜多川朔日市線整備事業

供用開始	令和4年3月
幅員	12m
延長	2,080m
告示年月日	平成20年6月3日(延長1,050m、期間H20~H26) 平成27年9月1日(延長1,030m、期間H27~R3)
事業期間	平成20~令和3年度
事業費	約45億2,490万円

2 西条駅前干拓地線改良事業

供用開始	平成19年8月
幅員	12m~16m
延長	3,250m
事業期間	昭和50~平成19年度
事業費	約46億9,700万円

図表9-1-8 都市計画街路の状況

太字：合併時から変更箇所

単位：m

N0	街路名	幅員	車線数	計画延長	改良済延長*1
1	今治小松線	21~22	4	11,370	11,370
2	安井 飯岡 線	25~36	4	21,410	15,440
3	船屋 磯浦 線	29	4	3,390	3,390
4	西条駅前朔日市線	20	2	2,070	1,690
5	古川玉津橋線	12~18	2	3,410	3,410
6	クラレ南通り線	16	2	710	-
7	国道朔日市線	11~16	2	4,370	4,250
8	国道西条港線	11~15	2	2,870	2,870
9	喜多川朔日市線	12	2	2,080	2,080
10	西条駅前干拓地線	12~16	2	3,250	3,250
11	加茂川大橋福武線	12	2	1,780	753
12	古川樋之口線	12	2	930	930
13	西条駅前下島山線	11	2	2,660	450
14	壬生川氷見線	25~30	4	5,190	487

15	駅前通り線	20	2	1,000	1,000
16	新地北条線	18	2	1,270	1,003
17	大新田円海寺線	16	2	1,580	-
18	東予港丹原線	16~33	2	7,210	5,971
19	楠浜北条線	16	2	6,300	5,320
20	壬生川駅福王院線	12~16	2	1,230	300
21	三津屋東線	12	2	390	390
22	北条新田高松線	16	2	6,940	240
23	下町線	16	2	760	-
24	今井北田野線	16	2	540	512
25	妙口氷見線	16	2	5,230	614
26	北川南川線	16	2	520	-
27	大久保北都谷線	16	2	380	-
28	伊予西条駅自由通路南北線	4	-	80	80
29	壬生川駅自由通路東西線	4	-	150	150
計				99,070	65,950
計画延長に対する改良済の割合(%)					66.57

資料：都市計画課（令和6年度事務報告書・一）

*1 暫定供用、4車線のうち2車線供用の暫定供用区間を含む

第3節 公園

本市は都市公園のほか児童公園、みんなの広場、ふれあい公園、子ども広場などの公園・緑地を有している。

西条市都市計画マスタープランでは、本市の貴重な自然資源や公園緑地を活かしながら、都市基幹公園・住区基幹公園を中心に整備を進めることとした。その後、計画的に公園や緑地の整備などを進め、現在、本市が管理している公園・緑地の総数は217か所（都市公園も含む）となっている。

都市公園については、合併時に市全域で41か所（総面積約80.67ha）であった。当時整備中だった東予運動公園が2008（平成20）年に完成し、西条市民公園や小松中央公園の整備も進んだ。2021（令和3）年には丹原中央公園、2022（令和4）年には西条東部公園の整備が完了した。さらに、市民の森や緩衝緑地を都市公園に編入し、現在、本市の都市公園は46か所（総面積108.02ha）となっている。

合併後に整備した都市公園の詳細は次のとおりである。

1 西条市屋内運動場「ビバ・スポルティアSAIJO」

市民スポーツの振興、2017年えひめ国体に向けた体制強化を図るとともに、本市の温暖な気候や地域特性を生かしたスポーツ合宿誘致による交流人口の拡大を図り、地域の振興に資するために整備した。

所在地	河原津新田甲 157 番地
開設日	平成 20 年 11 月 2 日
建築面積	9,012.76 m ²
延床面積	9,379.48 m ²
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建（管理棟と屋内グラウンドで構成）
主な施設	主競技場（約 7,200 m ² ：横 90m×縦 80m）、トレーニング室、会議室、更衣室、多目的シャワー室、ロッカールーム、シャワー室
工期	平成 19 年 9 月～平成 20 年 10 月
事業費	約 17 億円

2 丹原中央公園

所在地	丹原町願連寺 53 番地 1
開設日	令和 3 年 3 月 22 日
公園種別	近隣公園
供用面積	2.26ha
施設概要	多目的グラウンド、イベント広場、ちびっこ広場、自然の広場、エントランス広場、ボール遊び広場、憩いの丘、駐車場 67 台
沿革など	平成 27 年度から事業着手し、地域住民の憩いの場などを目的に、休息・観賞・散歩・遊戯・運動など総合的な機能を有する都市公園として整備を開始した。
事業費	約 4 億 7,389 万円

3 西条東部公園

所在地	飯岡 1518 番地 3
開設日	令和 4 年 3 月 20 日
公園種別	地区公園
供用面積	5.43ha
沿革など	平成 27 年度から事業着手し、平成 28 年度に都市公園に編入した後、住民の健康増進と快適環境の創造の場を提供することを目的とした公園整備を行った。
施設概要	多目的グラウンド、テニスコート 2 面、ちびっこ広場、自由広場、駐車場 60 台
事業費	約 6 億 9,760 万円

都市公園等管理個所数の推移は図表 9-1-9、都市公園の状況（現況）は図表 9-1-10のとおりである。

図表9-1-9 都市公園等管理個所数の推移

(単位：カ所)

種別 / 年度	H17	H21	H26	R1	R6
都市公園	41	42	42	45	46
児童公園	93	91	90	87	86
みんなの広場	19	20	22	19	14
ふれあい公園	7	7	7	7	7
子ども広場	19	19	19	17	17
農村公園	1	1	1	1	1
その他緑地	37	37	48	46	46
合計	217	217	229	222	217

資料：都市計画課（事務報告書・一）

図表9-1-10 都市公園の状況（現況）

太字：合併時から変更箇所

単位：ha

種別	公園名	総面積	完成年度
運動公園	西条運動公園	約 15.00	H13年度
	東予運動公園	約 18.65	H20年度
総合公園	丹原総合公園	約 9.33	H10年度
	小松中央公園	約 23.92	未完了
地区公園	西条市民公園	約 3.42	S47年度
	西条西部公園	約 4.80	S54年度
	西条東部公園	約 5.43	R3年度
近隣公園	市民の森	約 2.97	H2年度
	神戸公園	約 1.01	S62年度
	石井記念公園	約 1.13	H3年度
	三津屋東1号公園	約 1.00	H2年度
	石根ふれあい公園	約 1.80	H5年度
	丹原中央公園	約 2.26	R2年度
街区公園	喜多川公園	約 0.38	S50年度
	上川原公園	約 0.10	S57年度
	清水公園	約 0.10	S58年度
	小川公園	約 0.11	S59年度
	新御堂公園	約 0.17	S59年度
	北新田公園	約 0.10	S60年度
	西の原公園	約 0.15	S61年度
	砂盛公園	約 0.11	S62年度
	川沿公園	約 0.10	H1年度
	駅西公園	約 0.13	H4年度
	壬生川公園	約 0.30	S41年度
	国安公園	約 0.34	S47年度
	中城公園	約 0.41	S53年度
	大曲公園	約 0.77	S51年度
	三津屋公園	約 0.22	S52年度
	三芳公園	約 0.24	S55年度
	北星公園	約 0.23	S56年度
	円海寺公園	約 0.18	S59年度
	三津屋東2号公園	約 0.15	H1年度
新市公園	約 0.25	S61年度	

	大新田公園 桑村大池公園 旦之上公園 北条新田公園	約 0.20 約 0.14 約 0.56 約 0.36	S63年度 S60年度 H3年度 H8年度
特殊	高須公園	約 1.08	S63年度
都市緑地	東町公園 秋吉公園 弁財天公園 神拝緑地 北条緑地	約 0.05 約 0.05 約 0.23 約 0.22 約 0.23	S61年度 S63年度 H2年度 H3年度 H14年度
緑道	御舟川緑道	約 1.37	H4年度
緩衝緑地	西ひうち緩衝緑地 東ひうち緩衝緑地（西工区）	約 3.12 約 5.15	S55年度 H3年度
	計	約 108.02	計 46か所

資料：都市計画課：（令和6年度事務報告書・一）

第4節 都市基盤

急激な社会の変化に対応し、都市の機能や居住環境を向上させることを目的として、2002（平成14）年に「都市再生特別措置法」が制定された。これにより、地域の特性を活かして市町村が作成した「都市再生整備計画」に基づく事業に対して、国から交付金が支給される「まちづくり交付金事業」が2004（平成16）年度からスタートした。この事業は、2010（平成22）年度からは、交付の対象がより広く自由度の高い「社会資本整備総合交付金」に統合され、都市基盤整備に関しては、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置付けられている。

本市ではこれらの交付金を活用し、各種都市基盤整備事業を実施している。

1 まちづくり基盤整備・中央地区

本事業はJR伊予西条駅周辺の鉄道歴史パーク in SA I J Oや西条図書館の整備を中心に実施した。2007（平成19）年11月に開設した鉄道歴史パーク in SA I J Oは、主に観光交流センターと十河信二記念館、四国鉄道文化館で構成されている。

観光交流センターは本事業で、十河信二記念館は市単独事業で本市が整備し、四国鉄道文化館は（公財）日本ナショナルトラストが整備している（管理運営は本市）（鉄道歴史パークの詳細は、8編6章2節を参照）。

2004（平成16）年10月に西条市総合福祉センター（公募による愛称：もてこい元気館）をオープンしており、これら拠点施設の周辺には、中央緑地や新町緑地を整備し、併せて市街地の回遊性の向上を図るため、道路の景観整備を行っている。

主な整備内容	JR伊予西条駅前周辺整備、鉄道歴史パーク整備、西条新図書館整備、コミュニティ道路整備、周辺道路整備等
実施年度	平成16～20年度
事業費	約57億3,700万円

2 まちづくり基盤整備・第Ⅱ期中央地区

本事業はJR伊予西条駅南側から西条市民公園、商店街につながるエリア及びその周辺の整備を中心として実施した。JR伊予西条駅南側では、2012（平成24）年10月に駅裏となる駅の南側から北側の駅入口へつなぐ市道伊予西条駅自由通路南北線（公募による愛称：ぽっぼ橋）を整備した。

2014（平成26）年7月には当時新幹線の代替車両として開発されていたフリーゲージトレインをはじめ貴重な車両を展示する四国鉄道文化館南館を開設し、隣接する広場の整備を行った。

西条市民公園では老朽化した旧鷹丸体育館を解体し、市民参加によるワークショップの案をもとに、公園全体の再整備を行った。また、旧児童館に展示していたC57形蒸気機関車を、公園の再整備に併せて四国鉄道文化館南館に移設した。

商店街やその周辺などでは、当時進めていた中心市街地活性化基本計画（平成20年7月認定）に基づき、商店街まちづくり事業に併せて、紺屋町商店街振興組合が行う整備事業を支援した。さらに、旧西条図書館跡地に建設を進めていた五百亀記念館（平成25年8月開館）へのアクセス向上を図るため、東町商店街アーケードを撤去し、歩行者専用道路の交通規制を解除（平成26年3月から一般車両通行開始）するなど各所で整備を行った。

なお、JR伊予西条駅南側の整備に併せて国道11号へのアクセス道路となる清水町1号線の整備を道路事業で行っている（平成29年9月開通）。

主な整備内容	伊予西条駅自由通路南北線整備、四国鉄道文化館南館及び広場整備、西条市民公園再整備、周辺道路整備等(西条市紺屋町商店街整備支援事業、清水町1号線改良事業を併せて実施)
実施年度	平成21～26年度
事業費	まちづくり基盤整備・第Ⅱ期中央地区：約25億7,500万円 西条市紺屋町商店街整備支援事業(A・B・E地区)：7億7,920万円(国・市補助金) 清水町1号線改良事業：約7億8,000万円

伊予西条駅自由通路南北線（ぽっぼ橋）

概要	幅員4m、延長約80mからなる自転車、歩行者専用道路の整備
実施年度	平成21～24年度
供用開始	平成24年10月
事業費	約3億2,900万円

西条市民公園再整備事業

整備内容	園路、植栽、四阿、遊具、グラウンド(約70cmの盛土)、テニスコート、管理棟(防災倉庫)、交流施設
公園面積	3.42ha(内整備面積：3.1ha)
実施年度	平成23～26年度
開園	平成27年3月
事業費	約9億1,000万円

3 まちづくり基盤整備・壬生川地区

本事業は、本市の西の玄関口であるJR壬生川駅周辺の整備を中心に実施したもので、食の創造館がある駅東地区の商業拠点機能活性化と駅西地区の新規都市機能を集積することで、駅東西一体となった地域の中心商業地形成を図ることを目的とした。

JR壬生川駅周辺では、2007（平成19）年4月に食の創造館がオープンしており、その利活用を推進し、乗降客の利便性を向上させるためにも、駅裏となる駅の西側から東側の駅入口へつなぐ連絡道が必要であった。このため、2015（平成27）年3月に市道壬生川駅自由通路東西線（公募による愛称：ぽんぼこ橋）を開設し、これにつながる周辺道路の整備、駅西広場の整備などを行った。

なお、駅西広場整備計画に当たっては、地元の東予高校生とのワークショップ「Project Y36」を開催し整備方針を決定した。

主な整備内容	壬生川駅前広場整備、市道壬生川駅自由通路東西線整備、北条中城線・中城三津屋線等の周辺道路整備ほか
実施年度	平成21～26年度
事業費	約25億2,900万円

4 丹原地区市街地基盤整備

本事業は、丹原総合支所周辺の道路整備を中心に実施した。丹原町市街地の幹線道路である市道今井周布線の商店街について、歩行者優先の道路整備を行うため、2車線から1車線に変更し、歩行者空間を確保するための整備を行い、主に歩行者や自転車の安全確保対策や照明施設整備、案内板、情報板の設置、小広場の整備などを行った。

主な整備内容	市街地道路改良、カラー舗装、照明施設整備、小広場整備等
実施年度	平成21～26年度
事業費	約1億7,100万円

5 小松地区市街地基盤整備

本事業は、小松総合支所の整備や周辺の道路整備を中心に実施した。市街地の幹線道路、市道中央線など、商店街について、主に歩行者や自転車の安全確保対策、照明施設整備、案内板、情報板の設置などを行った。

主な整備内容	市街地道路改良、カラー舗装、照明施設整備、小広場整備等
実施年度	平成21～26年度
事業費	約2億800万円

6 まちづくり基盤整備・第Ⅲ期中央地区

本事業は、本市が整備を進めてきた都市計画道路喜多川朔日市線に接する中心市街地のエリアにおいて、民間事業者「糸プロジェクト」が、住宅団地や商業地など市街地への居住性や回遊性を高める開発に取り組んでいることを受けて、官民連携を図りながら都市機能の維持・強化の要となる拠点整備を進めたものである。

同プロジェクトが実施する市民緑地などの整備を支援し、御舟川親水空間の整備（緑道整備）、中心市街地の居住性や回遊性の向上に資する交通ネットワークとしての喜多川朔日市線の整備・延伸などを実施した。

主な整備内容	御舟川周辺緑道整備：L=500m、市民緑地等整備：約3,960㎡、街路喜多川朔日市線（2工区）の整備L=1,030m
実施年度	平成30～令和3年度
事業費	約21億3,854万円

7 市単独事業

(1) 伊予西条駅バリアフリー化事業

2017愛媛国体・全国障がい者スポーツ大会の受入体制整備のため、JR四国が行うエレベーターの新設、多機能トイレ、点状ブロックなど誘導案内設備の整備などを補助した。

実施年度	平成27～29年度
市補助金	約7,500万円

(2) 伊予三芳駅トイレ整備事業

JR伊予三芳駅の駅舎改築に併せ、トイレの新築整備などを実施した。

実施年度	平成28～29年度
事業費	約1,300万円

第5節 その他

1 土地開発公社

必要な公有地となるべき土地等の取得や造成その他の管理等を行うため設立する土地開発公社については、合併以前は西条市土地開発公社、東予市土地開発公社、周桑土地開発公社が設立されていたが、合併までに東予市土地開発公社、周桑土地開発公社が解散し、西条市土地開発公社が所有する財産を引き継いだ。

2 ハーモニーハイツ三芳

ハーモニーハイツ三芳は東予市土地開発公社が三芳地区において開発し、管理を行っていた造成土地である。合併後は西条市土地開発公社が引き継いで、Ⅱ工区8区画の管理、販売を行い、2017（平成29）年11月に完売した。

- ・合併時に引き継いだ財産：ハーモニーハイツ三芳Ⅱ工区1,673㎡、8区画（全30区画）

第2章 道路・橋りょう

第1節 道路の状況

本市では、自動車専用道路・国道・県道が周辺地域や市街地相互間の交流・連携の役割を担う一方で、市道は主要基幹道路の補完、公共施設など市内の主要な施設へのアクセス、安全・安心な生活の確保など多様な役割を果たしており、いずれも社会、経済活動の活性化のために不可欠な社会基盤となっている。

このうち国道11号小松バイパス（小松町新屋敷－安井間7.5km予定）は、国道11号西条市バイパス及び主要地方道壬生川新居浜野田線と一体となり、国道11号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を図るとともに、いよ小松IC・いよ小松北ICから西条臨海工業用地や東予港までのアクセスが向上することで、地元産業、経済の活性化を図ることを目的に整備を行っており、2008（平成20）年3月までに小松町北川－妙口間2.0kmで、2023（令和5）年9月に新屋敷0.4kmでそれぞれ部分供用した。

第2節 市道

1 道路整備

本市の市道については、合併や2006（平成18）年の東予有料道路の無料化等に伴って、自動車交通流動が以前と比べて大きく変化してきたことから、市内の交通需要に対応するとともに、目指すべき将来都市構造を実現するため策定した西条市内道路網整備計画により整備に取り組んでいる。

現在の市道の状況は図表9-2-1のとおりである。図表9-2-2は2011（平成23）年度策定と同整備計画図である。

図表9-2-1 市道状況

（単位：m、%）

項目 区分 / 年次	H16	H21	H26	R1	R6
路線数	1,707	1,800	1,809	1,812	1,814
実延長	1,039,513	1,079,600	1,090,179	1,092,121	1,094,361
改良延長	596,710	642,580	673,558	680,568	685,462
改良率	57.4	59.5	61.8	62.3	62.6
舗装延長	861,011	902,942	915,898	919,845	922,729
舗装率	82.8	83.6	84.0	84.2	84.3

資料：建設道路課（道路施設現況調査・各年4月1日現在）

市道のうち、幹線道路などの道路網の骨格をなす路線については、国庫補助事業により整備を進めている。

合併以降に国庫補助事業により整備を行った主な路線は、図表9-2-3のとおりである。

図表9-2-3 国庫補助事業による市道の整備状況

路線名	事業期間	事業概要
市道古川樋之口線	H12～H18年度	整備延長 L=450m 道路幅員 W=14.0m（車道3.0m×2、路肩0.5m×2、歩道3.5m×2）
市道柚ノ木線	1工区：H18～23年度 2工区：H24～27年度	整備延長 L=1,250m（1工区）、L=250m（2工区） 道路幅員 W=7.0m（車道2.75m×2、路肩0.75m×2）
市道北条周布線	1工区：H19～23年度 2工区：H24～29年度	整備延長 L=590m（1工区）、L=250m（2工区） 道路幅員 W=7.0m（車道2.75m×2、路肩0.75m×2）
市道船屋王至森寺線	H19～H26年度	整備延長 L=1,265m 道路幅員 W=13.0m（車道3.25m×2、路肩0.75m×2、歩道2.5m×2）
市道古川玉津橋線	H24～H30年度	整備延長 L=660m 道路幅員 W=16.0m（車道3.0m×2、路肩1.5m×2、歩道3.5m×2）
市道楠浜北条線	H25～R8年度（予定）	整備延長 L=1,400m 道路幅員 W=16.0m（車道3.0m×2、路肩1.5m×2、歩道3.5m×2）
市道北条新田高松線	H28～R8年度（予定）	整備延長 L=1,440m 道路幅員 W=16.0m（車道3.0m×2、路肩1.5m×2、歩道3.5m×2）
市道下田明理川線	H29～R8年度（予定）	整備延長 L=880m 道路幅員 W=12.0m（車道3.0m×2、路肩0.5m×2、歩道2.5m×2）

資料：建設道路課

市単独事業による市道や生活道路の整備は、次の方針に基づき実施している。

- ① 改良する道路幅員は原則4メートル以上とする。なお、ガードレール等を設置する場合には、それより外側は道路幅員に含めない。
- ② 市道を改良する場合は、市が用地を買い上げた上で工事を行うものとする。ただし、後退道路用地については買い上げないものとし、無償で市へ寄付するものとする。
- ③ 生活道路及びその他道路を改良する場合は、用地はすべて無償で市へ寄付した上で工事を行うものとする。
- ④ 市道、生活道路及びその他道路を改良する場合は、支障となる物件については市が補償を行った上で工事を行うものとする。ただし、家屋の補償に関しては原則、切り取り補償とする。
- ⑤ 市道、生活道路及びその他道路の改良に係る測量設計はすべて市が行うものとする。
- ⑥ 市道、生活道路及びその他道路の改良に係る分筆登記手続きは、すべて市が行うものとする。

資料：西条市市単独道路改良実施要綱（平成29年4月1日施行）

2 道路維持管理

高度経済成長期に建設された道路施設の老朽化に伴う維持管理費は増加の一途にあり、従来は対症療法的な修繕であったが、予防的な修繕や長寿命化を行うなど、道路施設の効率的、効果的な維持管理が必要となっていることから、2013（平成25）年に国がインフラ長寿命化基本計画を公表した。

本市においても2016（平成28）年度に西条市公共施設等総合管理計画を策定し、道路を含むインフラ施設については、次のような個別施設の長寿命化計画を定めている。

- ・西条市トンネル長寿命化修繕計画（平成25～令和2年度） 2016（平成28）年3月策定
※2023（令和5）年度（第2回更新）
- ・西条市橋梁長寿命化修繕計画（平成23～令和2年度） 2010（平成22）年3月策定
※2021（令和3）年度（第2回更新）
- ・西条市道路構造物長寿命化修繕計画（平成26～令和2年度）
- ・西条市道路附属物長寿命化修繕計画（平成26～令和2年度）
- ・西条市舗装長寿命化修繕計画（平成29～令和8年度）

道路維持費の推移は図表9-2-4のとおりである。

図表9-2-4 道路維持費の推移

（単位：千円）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22		
予算	183,543	190,694	185,939	178,000	159,204	175,545		
決算	180,199	189,758	185,380	178,000	158,502	173,842		
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
予算	174,785	220,000	214,170	230,000	230,000	292,000	239,848	
決算	173,459	217,941	212,694	228,540	229,324	291,322	239,195	
年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
予算	247,603	252,352	262,391	277,800	277,700	280,417	320,016	
決算	246,161	249,960	258,359	274,408	275,844	280,113	319,715	

資料：建設道路課

第3節 橋りょう

1 橋りょう長寿命化

本市が管理する市道橋は、2024（令和6）年4月末現在で横断歩道橋2橋を含めて894橋である。

2007（平成19）年4月に長寿命化修繕計画策定事業費補助制度が創設され、2008（平成20）年度から翌年度にかけて市内全橋梁について点検を実施し、その結果を基に、学識経験者のメンバーによる「西条市橋梁長寿命化修繕計画策定委員会」において議論を重ね、2010（平成22）年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定した。

2012（平成24）年12月に中央自動車道笹子トンネルでの天井板崩落事故が発生し、これを契機に老朽インフラへの関心が高まり、国土交通省では2013（平成25）年を「社会資本メンテナンス

元年」と位置付け、道路法の改正により2014（平成26）年度から道路管理者による「5年に1回、近接目視による定期点検」を義務付けており、本市においても定期的な点検を行っている。

現在、点検を行った894橋のうち、コンクリート橋が全体の90%を占めており、老朽橋の目安とされる建設後50年を経過した橋梁は、2020（令和2）年度末で30%程度であるが、20年後には80%となり、急速に老朽橋が増大する。このため、道路メンテナンス事業補助制度等を活用しながら、集約化・撤去も視野に入れるとともに、計画的な補修を行い、安全性の確保とコスト縮減を図っていくこととしている。

また、橋りょうなど社会インフラの集約化を検討する中で、法定外的高速道路をまたぐ跨道橋についても、2024（令和6）年4月から一部地域で看板を設置し、地元での利用実態を把握している。その情報を基に地元と合意形成を図り、今後、廃止や撤去も含め適切な維持管理を検討していくこととしている。

2 橋りょう耐震化

本市では、臨海埋め立て地域の工業地帯や地下水の高い市街地において、南海トラフ巨大地震、あるいは東南海・南海地震によって発生する「液状化現象」が、多大な被害を及ぼすものと想定されており、避難路やリダンダンシー*1としての道路ネットワーク機能の強化を目的に橋りょうの耐震機能強化を行い、「防災・減災・安全」を目指した災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。このため、跨線橋や避難路に架かる市道橋などの甚大な第三者被害を及ぼすことが想定される橋りょう（13橋）について、優先的に2012（平成24）年度から2028（令和10）年度にかけて耐震補強を実施している。

*1 自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質

3 選奨土木遺産・大宮橋

主要地方道西条久万線を石鎚登山ロープウェイから約500m奥に入ったところに架かる大宮橋が、2005（平成17）年度に選奨土木遺産に認定された。

大宮橋は、1927（昭和2）年に完成した鉄筋コンクリート造開腹式上路アーチ橋で、本市の西之川地区と東之川地区とを結んでいる。橋長42.9m、幅員4mとアーチ橋としては県内最大規模で、歴史的価値と大アーチ・小アーチ・支柱が連なった優れたデザイン性が評価された。

定期点検で損傷が確認されたことから、2019（令和元）年度から2か年かけて修繕を実施しており、その際、新技術（IPH工法）を採用して建設当時の姿に復元したことが評価され「全建賞」（全日本建設技術協会主催）を受賞した。

第4節 交通安全施設

交通量の増加や高齢化の進行に伴い交通事故発生危険性が増す中、道路の安全性を確保するため防護柵やカーブミラー、視線誘導標、転落防止柵など、交通安全施設の整備や改良を継続して行っている。

また、視認性を強めるための整備にも力を入れている。交差点や歩行帯への着色や、交差点への自発光道路鋸（リニアポインタ）の設置、通学路など特に安全に配慮すべき箇所への優先的、集中的な整備を行い、交通安全施設による交通事故発生抑止に努めている（10編4章2節参照）。

第3章 港湾

第1節 東予港

東予港は瀬戸内海のほぼ中央に位置し、古くから工業港として整備が進められてきた。1964（昭和39）年1月に新産業都市建設促進法に基づく新産業都市の区域に愛媛県東予地区が指定され、同年4月には、西条港を東予港（西条地区）、壬生川港を東予港（壬生川地区）（中央地区）として、重要港湾の指定を受けた。その後、新居浜港西港地区から東予港に至る臨海部への企業進出が決定していく中、新居浜市内の中小企業の拡張用地として中小企業団地の造成が要望された。こうした情勢に対応するため、1969（昭和44）年に新居浜港（西港地区）を東予港（東港地区）とし、一体的に整備を進めることとなった。現在は本市に所在する西条地区、中央地区、壬生川地区、河原津地区と新居浜市に所在する東港地区の5地区で構成されている。

臨海部には鋳產品、金属機械、造船業、電気機械製造業、鉄鋼業などの企業が立地し、四国随一の工業出荷高を誇る。また、愛媛県と阪神地域を結ぶフェリーが就航し、広域的な産業活動及び地域の物流を支える港湾として重要な役割を果たしている。

新市発足後、愛媛県では1987（昭和62）年以來改訂されていなかった港湾計画を2005（平成17）年3月に改訂した。その後、各地区の整備に必要な変更を繰り返しながら、計画を進めている。

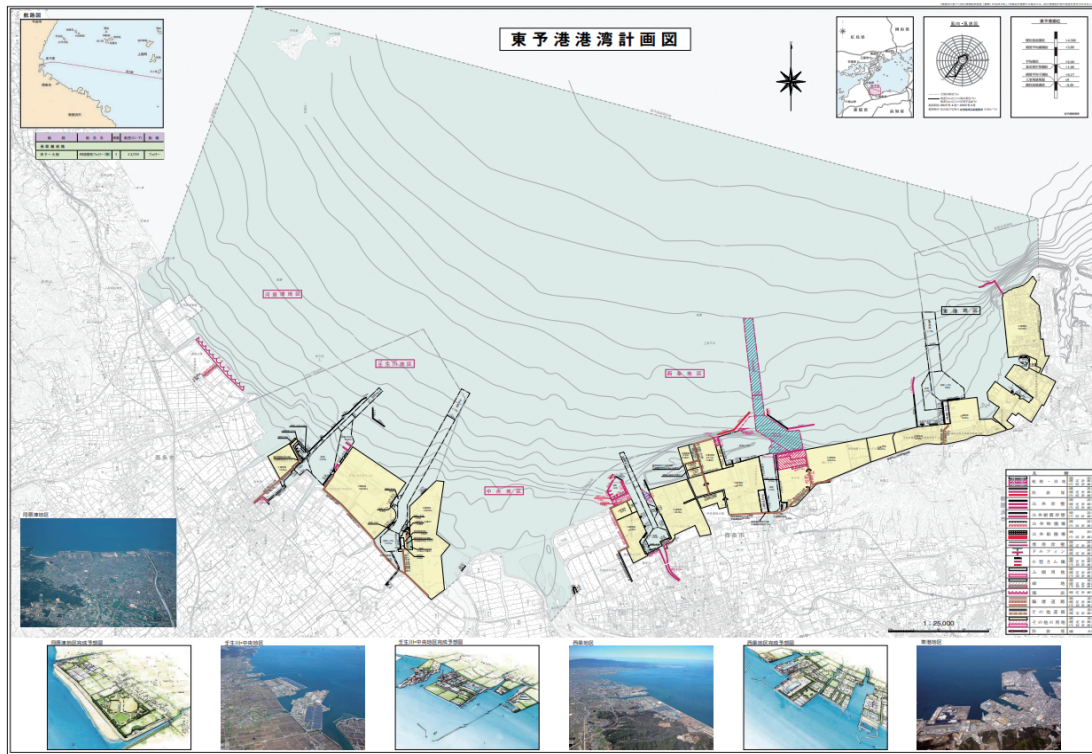
東予港湾の計画図等は図表9-3-1及び図表9-3-2のとおりである。

図表9-3-1 港湾計画（現行）

港湾の能力		
取扱 貨物量	外貨	340万トン
	内貨 (うちフェリー)	1,740万トン (780万トン)
	合計	2,080万トン
入港最大標準船型		5万 D/W 級
港湾 利用者数	旅客施設利用者	30万人

資料：港湾河川課

図表9-3-2 東予港港湾計画図



資料：港湾河川課

第2節 港湾整備の状況

1 東予港複合一貫輸送ターミナル整備事業

本事業は、フェリー貨物の需要増大及び船舶の大型化に対応するとともに、大規模地震発生時の緊急物資輸送拠点とすることを目的に2014（平成26）年度から2025（令和7）年度にかけて国営事業により実施されている。その中で、2018（平成30）年7月に耐震強化岸壁が暫定供用され、国土交通省、愛媛県及び本市が主催となり東予港中央地区耐震強化岸壁供用式典を開催した。

- ・岸壁（-7.5m）、施設延長：260m（うち、船首尾係船岸 40m）
- ・航路（-7.5m）、航路幅員：190m
- ・泊地（-7.5m）、面積：12.7ha
- ・総事業費：183 億円（令和6年度末現在）

2 東予港（西条地区）廃棄物処理用地

本用地は、航路及び泊地の整備工事により発生する浚渫土砂等の処理用地を海上部で確保することを目的に県営事業により建設しているものである。1994（平成6）年度に事業着手し、2020（令和2）年4月に第1工区5.7haが竣工、2024（令和6）年10月に第2工区14.0haの竣工が認可された。

- ・埋立面積 45.5ha（東西 700m×南北 650m、護岸延長 L=2,000m）
- ・埋立用材 浚渫土砂 412 万³m、公共建設残土 50 万³m（令和 6 年度末現在）

3 西条地区小型船だまり

本事業は、東予港西条地区における小型船だまり（水深2.5m）の整備で、愛媛県及び本市により実施している。河口付近に散在する漁船等を移転集約することにより、港内の安全を確保するとともに、漁業者の利便性向上による漁業振興を図ることを目的としている。1994（平成6）年度に事業採択され事業に着手した。2022（令和4）年度に港湾計画の軽易な変更等を経て、引き続き、完成に向けて取り組んでいる。

- ・収容隻数：180 隻 ・防波堤：630m
- ・物揚場（-2.5m）：339m・護岸：480m ・船揚場：35m
- ・浮棧橋 4 基 ・泊地（-2.5m）：1.0ha ・ふ頭用地 1.9ha ・港湾関連用地 1.9ha
- ・総事業費：約 66 億円（県施工：約 62 億円、市施工：約 4 億円）（令和 6 年度末現在）

4 壬生川地区小型船だまり

本事業は、東予港壬生川地区における小型船だまり（水深2.5m）の整備で、愛媛県及び本市により実施した。壬生川港内での航行の安全性の確保と漁業基盤の充実を図るため、1995（平成7）年度に事業採択され、1998（平成10）年度に現地工事を実施し、2017（平成29）年度に完了した。

- ・収容隻数：214 隻 ・防波堤：160m・泊地（-2.5m）：3.5ha
- ・物揚場（-2.5m）：510m、船揚場：30m、護岸：113m、ふ頭用地：2.7ha、緑地：0.6ha、土地造成：2.5ha
- ・総事業費：約 37 億円（県施工：約 32 億円、市施工：約 5 億円）

第3節 港湾施設の状況

東予港には、立地企業が管理・運営している専用岸壁のほか、耐震強化岸壁が整備されている中央岸壁をはじめとする公共岸壁があり、人や車両の輸送や貨物の移出入に利用されている。

公共岸壁の入港可能船舶は図表 9-3-3、移出入貨物の推移は図表 9-3-4 のとおりである。

図表9-3-3 公共岸壁の入港可能船舶

大型船けい留施設(公共岸壁)

地区名	泊地名	水深 (m)	延長 (m)	バース数	対象船舶 (D/W)
西条地区	西ひうち岸壁	-5.5	450	5	2,000
	第1号岸壁	-5.5	270	3	2,000
中央地区	新中央岸壁	-5	110	1	3,000
	中央岸壁	-7.5	260	1	フェリー (16,000GT)
壬生川地区	北条岸壁	-5.5	270	3	2,000
	外港岸壁	-5	140	2	1,000

資料：港湾河川課（愛媛県港湾海岸課資料）

図表9-3-4 公共岸壁の移出入貨物の推移

(単位：隻、t)

区分 項目 / 年度		H17	H21	H26	R1	R6	
入港 船舶	専用岸壁	隻数	6,484	6,422	7,856	6,946	6,830
		総トン数	9,555,216	9,447,251	10,790,714	6,871,047	1,985,420
	公共岸壁	隻数	1,432	1,116	1,700	2,285	2,278
		総トン数	906,344	865,986	1,581,067	7,058,615	5,736,348
	計	隻数	7,916	7,538	9,556	9,231	9,108
		総トン数	10,461,560	10,313,237	12,371,781	13,929,662	7,721,768
移出入 貨物量	移出	総トン数	5,227,966	4,648,644	5,206,730	4,961,775	2,308,703
	移入	総トン数	5,904,799	5,560,387	6,572,671	5,436,974	4,000,455
	計	総トン数	11,132,765	10,209,031	11,779,401	10,398,749	6,309,158

資料：港湾河川課

また、本市内にある主な港湾施設は、図表9-3-5のとおりである。その中で西条市港湾施設設置及び管理条例に基づき本市が所有する施設は、西条市西ひうち野積場及び西条市壬生川野積場の2か所である。

このほか、西条市1号上屋については、公共岸壁等で荷下ろしされた貨物を一時保管したり、荷捌きしたりする施設として1971（昭和46）年に建築され、港湾施設として使用していた。しかし、旧耐震基準で建築されていることや、西条市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（第一期計画）において、「用途廃止を検討する」と位置付けられたことから西条市港湾施設設置及び管理条例の改正、西条市特別会計条例及び西条市港湾上屋事業整備基金条例の廃止を行い、2024（令和6）年3月に用途廃止を行うとともに一般競争入札により民間企業へ売却を実施した。

図表9-3-5 西条市内にある主な港湾施設

【野積場】

地区名	施設名	管理者	面積 (m ²)	主要取扱貨物
西条地区	西ひうち野積場	港湾管理者 (愛媛県)	15,871	鉄鋼品、雑貨
	西条市西ひうち野積場	西条市	7,275	鉄鋼品、雑貨
	第1号野積場	港湾管理者 (愛媛県)	3,825	米穀類、金属類
	第2号野積場	港湾管理者 (愛媛県)	2,767	砂利、砂、鉄製品
中央地区	新中央野積場	港湾管理者 (愛媛県)	1,120	砂利、砂、石材
	中央野積場	港湾管理者 (愛媛県)	1,818	砂利、砂、石材
壬生川地区	北条A野積場	港湾管理者 (愛媛県)	11,073	砂利、砂、鉄くず
	北条B野積場	港湾管理者 (愛媛県)	6,500	砂利、砂、石材
	外港A野積場	港湾管理者 (愛媛県)	4,747	砂利、砂、石材
	外港B野積場	港湾管理者 (愛媛県)	3,792	砂利、砂、石材
	壬生川小型船だまり野積場	港湾管理者 (愛媛県)	8,225	砂利、砂、石材
	西条市壬生川野積場	西条市	1,000	砂利、砂、石材

資料：港湾河川課 (愛媛県港湾海岸課資料)

第4章 公共交通

第1節 公共交通の現状

市内における公共交通機関としては、7駅を擁する四国旅客鉄道(株)の鉄道（JR予讃線）、瀬戸内運輸(株)、せとうち周桑バス(株)及び伊予鉄バス(株)の路線バス、阪神バス(株)や東急バス(株)と共同運営する瀬戸内運輸(株)の高速バス、東予港と関西を結ぶ四国開発フェリー(株)のオレンジフェリーがあり、さらに、2016（平成28）年度以降、西条市地域公共交通活性化協議会によるデマンド型乗合タクシー（よりそいタクシー）の運営も開始した。

公共交通の幹線は、2009（平成21）年3月に策定した西条市都市計画マスタープランで目指すこととした「拠点連結型都市構造」を支える基盤であり、また、2017（平成29）年2月策定の西条市立地適正化計画においても、「交通の要衝としてのポテンシャルを活用し、周辺都市との人・もの・情報等の交流を促進するため、広域交通ネットワーク網の強化を図る」こととしている。

このように、公共交通機関及び交通網は大量・高速輸送手段として、また、交通弱者である高齢者や子どもたちの移動手段として重要なものであることから、本市は路線網の充実促進とあわせて利用の促進を進めてきた。

本市の公共交通ネットワーク体系は、図表9-4-1のとおりである。

第2節 地域公共交通の施策

1 西条市地域公共交通網形成計画

国において、地方自治体や関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図ることを目的に2014（平成26）年11月に地域公共交通活性化再生法が改正、施行された。

一方、本市においては、2014（平成26）年2月24日に西条市地域公共交通活性化協議会を設置した。同協議会は、同法に基づく法定協議会で、バス事業者並びに国、県、市、地元団体等を委員として構成しており、公共交通の利用者である市民はもちろんのこと、各地域、産業・医療・福祉等各分野の地元団体等様々な主体のニーズを把握したうえで、将来の西条市を見据えた地域公共交通の基本計画を策定し、地域公共交通の維持・確保に向けた具体的な取組を進めていくものである。

本市では、同協議会の提言などを参考に、少子高齢化の進展や自家用車の普及、道路網の充実などの社会環境の変化による公共交通利用者の減少に対応するため、2015（平成27）年3月に本市の公共交通に関するマスタープランである「西条市地域公共交通網形成計画」（計画期間：平成27～令和元年度）を策定した。

本計画は、西条市総合計画や西条市都市計画マスタープランにおける将来都市構造図など、上位・関連計画による理念や目標、方向性を踏まえた上で、本市を取り巻く社会・経済環境の変化と現況、市民アンケートや山間部地域別ワークショップ、産業・観光・福祉分野へのヒアリング調査等から抽出した公共交通の課題と今後の方向性を整理し、まちづくりとの連携により持続可能で地域の活性化に寄与する公共交通網を形成するための取組を明確化したものである。「市民生活とまちづくりに寄り添い、次世代を牽引する地域公共交通ネットワークの形成」を基本方針として、それに基づく方向性や行動目標を示し、本計画により次のような取組を行っている。

平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地域である加茂地区・楠窪地区へのよりそいタクシーの実証運行開始（楠窪地区は、平成28年度で廃止） ・加茂線・西之川線の延伸による市街地循環バス路線化（平成28年4月20日～フィーダー申請） ・せとうち周桑バス三芳線のルート変更
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部交通不便地域移動助成事業の開始 ・JR伊予西条駅のバリアフリー化
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・丹原地域でのよりそいタクシーの実証運行

その後、上記計画期間の終了に伴い、地域環境・社会環境の変化に対応した、持続可能な本市の公共交通体系の構築を図ることを目的として、2020（令和2）年3月に西条市地域公共交通網形成計画（計画期間：令和2～6年度）を策定した。

同計画では、目指す将来像は、「誰もが安全で快適に移動できる地域社会」で、次の3点の基本方針を掲げ、それに基づく目標を設定し、目標達成のための具体的な事業を位置付けた。

- ① 住みやすさを実感できる移動サービスの充実
- ② 新たな需要の掘り起こしによる公共交通の利用促進
- ③ 持続可能な交通施策・運行体系の確立

2 西条市地域公共交通計画

全国的に人口減少の進行、公的負担の増加などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっている現状を踏まえ、持続可能な輸送サービスの確保に資する取組を推進するため、改正地域公共交通活性化再生法が2020（令和2）年11月に施行された。これにより、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を策定することが必要となった。

こうした経緯を踏まえ、本市では利用者視点に立った総合的かつ効率的な地域公共交通体系の構築に向け、2019（令和元）年度に策定した西条市地域公共交通網形成計画を見直し、2023（令和5）年3月に西条市地域公共交通計画を策定した。また、これに伴い、補助事業の確実な実施のため、2024（令和6）年度までの計画期間を2025（令和7）年9月までに半年間延長した。計画の目標設定は、2021（令和3）年度の市内の交通に関する各種実績を基準とし、2025（令和7）年度の目標値を設定し、2022（令和4）年10月から運行を開始した西条地域よりそいタクシーの概要を掲載した。

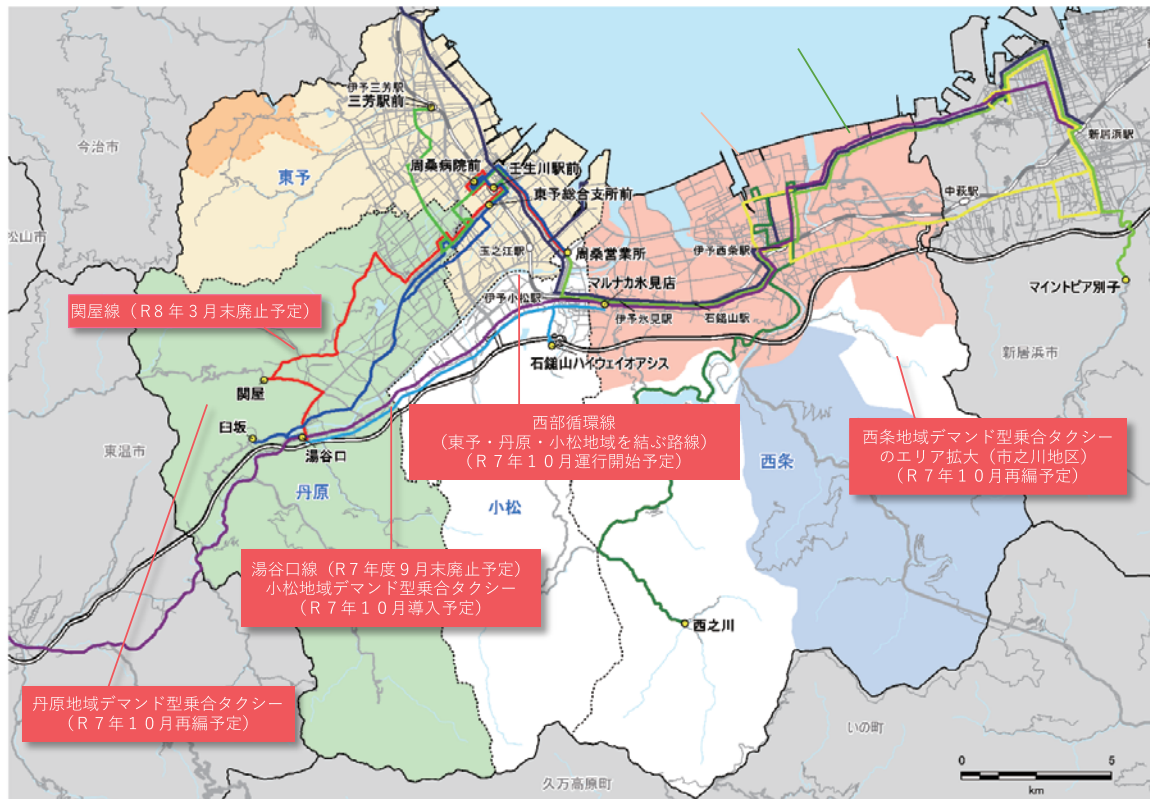
同計画に基づく主な取組は、次のとおりである。

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・西部地域交通体系再編の検討 ・せとうち周桑バス保井野線の路線廃止 ・西条地域よりそいタクシーの本格運行開始
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・せとうち周桑バス三芳線の再編 ・東予地域、黒谷地区でのよりそいタクシーの実証運行

同計画が2025（令和7）年9月末で満了を迎えるに当たり、2024（令和6）年度に2025（令和7）年10月から2030（令和12）年3月末までを計画期間とする次期計画の策定に取り組んでいる。

令和6年10月1日現在における一般乗合バス路線とよりそいタクシー運行区域は図表9-4-2のとおりである。

図表9-4-2 一般乗合バス路線とよりそいタクシー運行区域（令和6年10月1日現在）



せとうち周桑バス(株)

- 三芳線
- 関屋線
- 壬生川線
- 湯谷口線

瀬戸内運輸(株)

- 周桑～マイントピア線
- 新居浜～西条線
- 今治～新居浜線
- 西之川線

- 瀬戸内運輸(株)・伊予鉄バス(株)
- 新居浜～松山線(特急)

デマンド型乗合タクシー(よりそいタクシー)運行区域

- 西条地域
- 加茂地区
- 東予地域
- 黒谷地区
- 丹原地域

資料：くらし支援課

第3節 バス路線

1 乗合バス

本市を運行する一般乗合バスは、広域路線バスとして、新居浜市から松山市を結ぶ特急バス、東京方面及び大阪方面と結ぶ高速バスがあるほか、地方バス路線として、合併時には瀬戸内運輸(株)が運行する8路線と、せとうち周桑バス(株)が運行する6路線の計14路線があった。

地方バス路線については、乗車人数が減少し続けており、地方バス路線運行対策として地域住民の交通手段を確保し、生活路線を維持していくことを目的に、市内を運行する2事業者に対して乗合バス事業者の運行による赤字額への一部助成を行っている。

2 バス路線の見直し

近年の人口減少、少子高齢化の進展や自家用車の普及、道路網の充実等の社会環境の変化による長期的な利用者の減少により、市内の西部地域で運行するバス路線については、2020（令和2）年度に利用者数、収支率などを指標とし、路線の減便、路線廃止等の再編方針を定める「バス路線見直しフロー」により、5路線中4路線は廃止等を含む再編を行うこととした。

2023（令和5）年3月に設置した西条市地域公共交通活性化協議会内の西部地域交通体系再編検討分科会において、デマンド型乗合タクシーの東予・小松地域への導入及び丹原地域の再編と合わせて検討し、作成した西条市西部地域交通体系再編案について、同年11月に西条市地域公共交通活性化協議会の承認を得て、バス事業者と協議のうえ、路線の見直しを図っている。

これまでの路線廃止状況及び今後の路線見直しの予定は次のとおりである。

(1) フロー図による廃止等見直し路線

- ・保井野線…2023（令和5）年9月廃止
- ・三芳線…2024（令和6）年10月再編
- ・壬生川線…2025（令和7）年10月運行内容の見直し予定
- ・湯谷口線…2025（令和7）年9月廃止予定
- ・関屋線…2026（令和8）年3月廃止予定

【参考】バス事業者による廃止路線

- ・朝倉線…2007（平成19）年3月廃止
- ・楠窪線…2016（平成28）年4月廃止
- ・加茂線…2020（令和2）年9月廃止
- ・禎瑞線…2022（令和4）年9月廃止
- ・今治小松線…2023（令和5）年9月廃止

第4節 タクシー

1 一般タクシー

本市のタクシー事業者は2024（令和6）年度時点で7社あり、西条地域、東予地域、丹原地域、小松地域のそれぞれに位置しており、本市の平野部をほぼ網羅するよう配置されている。

全国的にドライバーの高齢化と新型コロナウイルスの流行による需要減少により離職が進んだことでドライバー不足となっており、本市においてもドライバー数は減少している。

市内タクシー事業者と所有車両台数は図表9-4-3のとおりである。

図表9-4-3 西条市内タクシー事業者 所有車両台数

会社名	所在地	所有車両台数（台）					営業時間
		小型車	中型車	特大車	福祉	計	
渡部タクシー(株)	東町	11	16	4	2	33	6:00~26:30
瀬戸タクシー(株)	大町	3	4	1	1	9	7:00~21:00
(株)アイ・エス・アイ (石鎚タクシーついたち営業所)	朔日市	3	4	1	1	9	7:00~23:00 日~21:00 金・土~24:00
(有)東豫タクシー	三津屋	8	3	1	0	12	7:00~26:00
(有)周桑丹原タクシー	丹原町	4	3	2	0	9	6:00~26:00
(有)小松タクシー	小松町	4	3	1	0	8	6:00~26:00
常盤タクシー(株) (営業所)	楠	0	3	0	0	3	6:00~24:00
合計		33	36	10	4	83	

資料：くらし支援課

2 デマンド型乗合タクシー（愛称・よりそいタクシー）

よりそいタクシーは事前に登録・申請を行い、決められた日時・場所で利用できる乗合タクシーサービスで、バス路線の廃止等による交通空白地域や一定の地域内での移動手段となる。

公共交通空白地域の解消及び交通弱者の移動利便性向上が目的で、利用登録をすれば、予約に応じて自宅や乗降ポイントまで迎えに行き、運行エリア内では、交通結節点、医療・福祉施設、金融機関、商業施設、公共施設などで乗降ができる。

本市における導入は、加茂地区は、2016（平成28）年4月から藤之石、千町及び荒川地区を対象に実証運行を開始し、2020（令和2）年9月末の瀬戸内運輸(株)の加茂線の廃止を受け、同年8月から対象区域を加茂地区全域に拡大（川来須地区を追加）した。

丹原地域の楠窪地区は、瀬戸内運輸(株)の楠窪湯谷口線の短縮に伴い、2016（平成28）年4月から実証運行を開始した。2019（平成31）年2月には丹原地域全域での実証運行を開始し、バス路線の廃止に伴う代替交通として、2022（令和4）年2月から本格運行した。

西条地域は、2022（令和4）年9月末の瀬戸内運輸(株)の禎瑞線の廃止に伴い実証運行を開始し、2023（令和5）年10月に本格運行した。

東予地域及び黒谷地区は、2024（令和6）年10月のせとうち周桑バス(株)の三芳線の再編に伴い、実証運行を開始した。今後、2025（令和7）年9月の湯谷口線の廃止、2025（令和7）年10月の西部循環線の運行開始、壬生川線の運行見直し等を見込み、丹原地域の再編と小松地域への導入を予定している。

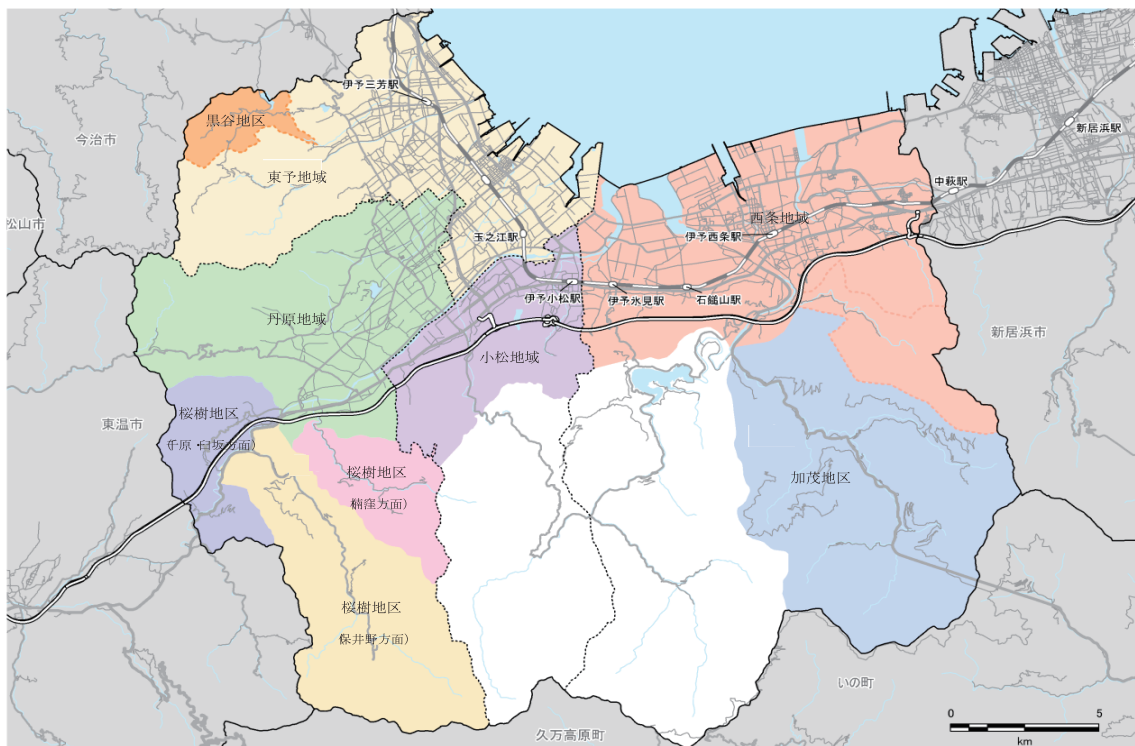
よりそいタクシーの運行状況は図表9-4-4、運行エリアは図表9-4-5のとおりである。

図表9-4-4 よりそいタクシーの運行状況（R7.3.31現在）

地域	運行区域	運行状況	備考
西条地域	西条地域内（市之川・加茂・大保木地区を除く）	R4.10から運行	R7.10再編により市之川地区追加予定
加茂地区	加茂地区及び西条地域市街地の乗降ポイント	H28.4から運行	—
東予地域	東予地域内（黒谷地区を除く）	R6.10から運行	—
黒谷地区	東予地域内	R6.10から運行	—
丹原地域	丹原地域及び東予地域の乗降ポイント	H31.2から運行	R7.10再編により桜樹地区を除く予定
桜樹地区	—	—	R7.10再編により運行開始予定
小松地域	—	—	R7.10から運行開始予定

資料：くらし支援課

図表9-4-5 よりそいタクシー運行エリア



資料：くらし支援課

3 山間部交通不便地域移動助成事業

山間部の交通不便地域に居住する高齢者世帯に対するタクシー助成として、山間部と市街地間の移動手段確保を図ることを目的に、2017（平成29）年4月、本事業を開始した。

対象は、振興山村の指定地域のうち大保木村、千足山村において、75歳以上の在宅高齢者が同

居する世帯のうち、路線バスのバス停から半径400m外、若しくはバス路線から左右400m外に居住する等の要件を満たすものとしている。

第5節 鉄道

本市はJR予讃線の7駅（伊予西条駅、石鎚山駅、伊予氷見駅、伊予小松駅、玉之江駅、壬生川駅、伊予三芳駅）を擁している。市民や観光客などの来訪者にとって重要な公共交通手段であることから、JR四国と連携しながら、伊予西条駅と壬生川駅でのパーク・アンド・ライド（車d eトレイン）の実施、伊予氷見駅の公衆トイレ整備、伊予三芳駅の駅舎改築、自転車を車両に積み込むことのできる「サイクルトレインしまなみ号」の運行など、ハード面・ソフト面でのサービス水準と利便性の向上に努めてきた。その甲斐もあり、本市のJR主要駅である伊予西条駅及び壬生川駅の乗客数は近年ともに横ばい又は微増傾向で、新型コロナウイルスの拡大により2020（令和2）年度に大幅な減少となったが、2021（令和3）年度以降は回復傾向にある。

近年の本市の予讃線主要駅の乗車人数の推移は表9-4-6のとおりである。

図表9-4-6 予讃線主要駅の乗車人数の推移

駅別乗降客数	(人/日)					
駅名/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
伊予西条	1,513	1,252	1,286	1,425	1,449	1,419
石鎚山	49	42	37	34	32	29
伊予氷見	51	35	33	30	30	30
伊予小松	272	237	239	229	243	257
玉之江	51	45	55	50	60	61
壬生川	800	637	601	612	645	613
伊予三芳	184	176	156	149	131	132
合計	2,920	2,424	2,407	2,529	2,590	2,541

資料：くらし支援課

1 四国新幹線の誘致

1973（昭和48）年に運輸省（現・国土交通省）が基本計画に位置付けたまま、新幹線の空白地帯となっていた四国だが、2010年代になって地元自治体などが新幹線誘致に本腰を入れ始め、2014（平成26）年に「四国の鉄道高速化検討準備会」が設立された。

2016（平成28）年に国土交通省が公表した四国圏広域地方計画では、鉄道の抜本的な高速化が長期的な検討課題とされ、2017（平成29）年7月には「四国フリーゲージトレイン期成同盟会」を改め、オール四国で新幹線誘致を推進する新組織「四国新幹線整備促進期成会」が発足した。

本市では、特に「新幹線の父」として知られる国鉄第4代総裁の十河信二氏が、合併前の第2代西条市長を務めたこともあり、新幹線に対する思い入れは強く、2015（平成27）年2月3日に、実現に向けた機運の醸成を図るシンポジウム「四国の新幹線実現を目指して」を開催し、四

国4県から約800人が集まった。また、2017（平成29）年11月23日にも、鉄道歴史パーク i n S A I J Oの開館10周年を記念して、「四国新幹線の早期実現に向けて～十河信二先生ゆかりのまちから～」をテーマとしたシンポジウムを開催している（十河信二氏に関しては、11編5章7節を参照）。

2 フリーゲージトレインの誘致

フリーゲージトレインは、新幹線（標準軌）が在来線（狭軌）に直通運転することができるよう、車両の車輪幅を軌間（ゲージ）にあわせて自動的に変換する電車のことである。

四国新幹線実現の目途が立っていなかったことから、打開策として2000年代に入り、かつて開発され試験走行が行われていたフリーゲージトレイン（軌間可変電車）に目が向けられ、この誘致に愛媛県や四国を挙げて動き出し、2004（平成16）年には愛媛県フリーゲージトレイン導入期成同盟会が発足した。

本市では、当時の伊藤市長が副会長（平成22年からは会長）に就任して、積極的に誘致活動を展開するとともに、2007（平成19）年に鉄道歴史パーク i n S A I J Oをオープンさせ、四国鉄道文化館や十河信二記念館を設置するなどして、新幹線やそれに代わるフリーゲージトレイン導入に向けた情報発信を行った。

その後、フリーゲージトレインについては実用化の目途が立たないことから、2013（平成25）年5月に愛媛県鉄道高速化促進期成同盟会が発足し、現在は四国新幹線導入に向けた誘致活動に移っているが、2014（平成26）年にオープンした四国鉄道文化館南館にはフリーゲージトレイン2次試験車両を展示し、当時の取組を想起させるとともに、引き続き四国の鉄道高速化に向けた機運醸成を図っている。

第6節 フェリー

本市のフェリーとしては四国開発フェリー(株)が運営する四国オレンジフェリーがある。本四架橋や高速道路の延伸などにより四国内の長距離フェリーの利用者は減少し、2011（平成23）年に関西汽船が松山寄港を取りやめて以降は、東予港（西条市、新居浜市）から大阪南港を結ぶ同フェリーが愛媛県と阪神地域を結ぶ唯一のフェリーとなっている。

便数については、2012（平成24）年に2便から1便に減便されたが、2018（平成30）年に貨物需要の増大等に対応するため大型新造船が就航しており、本市では、この動きに対応するため、東予港の維持強化や海上ルートと道路ネットワークの連携を目指し、国県と共に耐震岸壁や一般国道11号小松バイパスの整備を促進している（9編2章及び3章を参照）。

第5章 市営住宅

合併時、本市の市営住宅は、総数で49団地、1,617戸であったが、旧耐震基準で建築された住宅の耐震・防火対策や老朽化した建物の計画的な建替を進め、2024（令和6）年度末現在、48団地、1,650戸を管理している。

整備に当たっては、2006（平成18）年度に西条市公営住宅ストック総合活用計画（計画期間：平成19年度から平成28年度までの10年間）を策定し、利便性、地域的配分、ユニバーサルデザイン化、子育て支援、居住水準の向上等に配慮しながら耐震基準に満たない住宅の更新整備、維持、修繕を進めてきた。

2014（平成26）年3月には西条市公営住宅長寿命化計画（計画期間：平成26～令和5年度）を策定し、施設の点検強化や早期修繕に努めながら計画的な施設の長寿命化を図った。

また、2006（平成18）年の消防法改正に伴い義務化された火災警報器の設置や2011（平成23）年7月の地上デジタル放送移行に対応するため共同受信の設備等の各種改修を行っている。

第1節 公営住宅長寿命化計画

1 基本方針

本市の市営住宅は耐用年数を既に超過している住宅が多く、建物や設備の老朽化も目立っていたことから予防保全的管理を実施し、適正管理や早期修繕による長寿命化を図ることが求められていた。

こうした背景を踏まえ、良質な市営住宅のストック形成に向け、市営住宅の長寿命化によるライフサイクル・コストの縮減、事業量の平準化を行い、計画的な建替えや改善を行っていくため、2014（平成26）年3月に「西条市公営住宅等長寿命化計画」を策定した。

本計画は、2019（平成31）年3月に1回目の更新を行い、その後、社会情勢の変化や事業の進捗に乖離が生じるなどの状況を踏まえて、見直しを行っており、現在、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度末までの10年間を計画期間として事業を進めている。

市営住宅の一覧は図表9-5-1、市営住宅ストックと入居者の状況は図表9-5-2のとおりである。

図表9-5-1 西条市市営住宅等一覧

合併時：2004（H16）年11月1日

地区	団地NO	団地名	建築年度	管理戸数	
西条地区	1	水見西住宅	S23	10	
	2	辰川住宅	S31・S53	26	
	3	泉町住宅	S32～34・S53	81	
	4	古川住宅	S36・S38～40	72	
	5	飯岡住宅	S41～44	82	
	6	水見西町住宅	S45～S48	94	
	7	古川北団地	S48～52・S55～56	145	
	8	福武住宅	S51	8	
	9	西の原1区住宅	S52	8	
	10	西の原2区住宅	S54	17	
	11	山の下住宅	S53～54	6	
	12	下小川住宅	S56	6	
	13	玉津住宅	S56	3	
	14	玉津団地	S57～61	167	
	15	新堀団地	S62～63	60	
	16	古川団地1区	H8	42	
			計	827	
		17	上小川改良住宅	S55	9
		18	下小川改良住宅	S55	16
	19	西の原改良住宅	S56	11	
		計	36		
		西条	863		
東予地区	20	六反地団地	H8	17	
	21	大新田団地	S45	12	
	22	国安団地	S48～50・S52～54	91	
	23	北星団地	S51	6	
	24	三芳団地	S60	4	
	25	本松寺団地	S61	10	
	26	河北団地	S61～62	24	
	27	当田団地	S63	32	
	28	壬生川団地	H3	20	
	29	新町団地	H5～7	72	
	30	巨之上団地	H9	17	
			計	305	
		31	新市第1・2団地	S52～S53	18
	32	北星第1～4団地	S54～55	20	
		計	38		
		東予	343		
丹原地区	33	下町団地	S63～H1	10	
	34	御陣家北団地	S55～S57	26	
	35	御陣家南団地	S60～H15	15	
	36	北田野団地	H5～6	16	
	37	古田新出団地	S41	24	
		計	91		
		丹原	91		
小松地区	38	宝来ブロック団地	S30	18	
	39	妙口団地	S30・S39	15	
	40	岡村団地	S38	19	
	41	川原谷第1団地	S39	20	
	42	御手洗団地	S40	20	
	43	川原谷第2団地	S40	15	
	44	小松団地	S40～41	17	
	45	南川団地	S41～42	27	
	46	大開第1団地	S43～46	40	
	47	大開第2団地	S47～50	54	
	48	一之宮団地	S51～55	54	
		計	299		
	49	御手洗教員団地	S41	21	
		計	21		
		小松	320		

2025（R7）年3月31日現在

地区	団地NO	団地名	建築年度	管理戸数
西条地区				
	1	泉町住宅	S53	18
	2	古川住宅	S36・S38～40	72
	3	飯岡住宅	S41～44	82
	4	水見西町住宅	S45～48	94
	5	古川北団地	S48～52・S55～56	121
			古川北団地（一部募集停止）	24
	6	福武住宅	S51	8
	7	西の原1区住宅	S52	8
	8	西の原2区住宅	S54	17
	9	山の下住宅	S53～54	6
	10	下小川住宅	S56	6
	11	玉津住宅	S56	3
	12	玉津団地	S57～61	167
	13	新堀団地	S62～63	60
	14	古川団地1区	H8	42
	15	古川団地2区	H17	60
	16	泉町団地	R1～R2	84
		計	872	
	17	上小川改良住宅	S55	9
	18	下小川改良住宅	S55	16
	19	西の原改良住宅	S56	11
		計	36	
		西条	908	
東予地区	20	六反地団地	H8	17
	21	大新田団地	S45	12
	22	国安団地	S48～50・S52～54	65
			国安団地（一部募集停止）	26
	23	北星団地	S51	6
	24	三芳団地	S59	4
	25	本松寺団地	S60	10
	26	河北団地	S61～62	24
	27	当田団地	S63	32
	28	壬生川団地	H3	20
	29	新町団地	H5～7	72
	30	巨之上団地	H9	17
			計	305
	31	新市第1・2団地	S52～53	18
	32	北星第1～4団地	S54～55	20
		計	38	
		東予	343	
丹原地区	33	下町団地	S63～H1	10
	34	御陣家北団地	S55～57	26
	35	御陣家南団地	S60～H15	15
	36	北田野団地	H5～6	16
	37	古田新出団地	S41	24
		計	91	
		丹原	91	
小松地区	38	妙口団地	S30・S39	15
	39	岡村団地	S38	19
	40	御手洗団地	S40	16
	41	川原谷第2団地	S40	15
	42	小松団地	S40～41	17
	43	南川団地	S41～42	27
	44	大開第1団地	S43～46	40
	45	大開第2団地	S47～50	30
			大開第2団地（一部募集停止）	24
	46	一之宮団地	S51～55	54
	47	宝来団地	H22	30
		計	287	
	48	御手洗教員団地	S41	21
		計	21	
		小松	308	

公営住宅	1,522
改良住宅	74
その他住宅	21
計	1,617

公営住宅	1,555
改良住宅	74
その他住宅	21
計	1,650

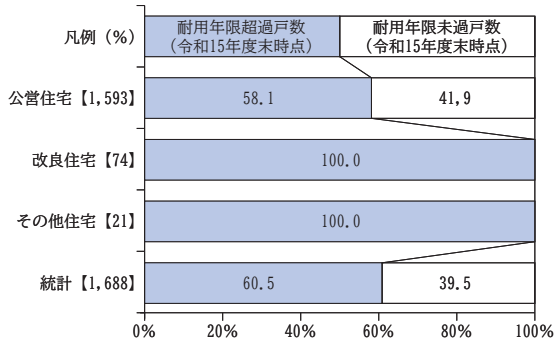
募集停止団地

資料：施設管理課

図表9-5-2 市営住宅ストックと入居者の状況（西条市公営住宅等長寿命化計画）

■市営住宅ストックの状況

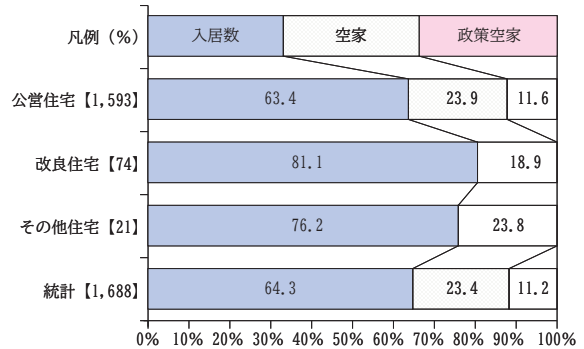
10年後に市営住宅の約6割が耐用年数を経過します。



※【】内の数字は「総戸数」、図内の数値は管理区分ごとの総戸数に対する耐用年数経過状況の割合

■入居者の状況

全体の入居戸数割合は約65%となっています。



※【】内の数字は「総戸数」、図内の数値は管理区分ごとの総戸数に対する構造の割合

資料：施設管理課（西条市公営住宅等長寿命化計画）

2 実施方針と対象住棟

本計画は管理している市営住宅の全住棟を対象として「公営住宅等長寿命化計画策定指針」（平成28年8月 国土交通省住宅局改訂）を基に、選定フローによって事業手法の判定を行い改善や建替え、用途廃止の各実施方針と対象住棟を定めている。

事業手法による判定結果は図表9-5-3のとおりである。

図表9-5-3 事業手法による判定結果

	維持管理	当面維持管理	改善	優先的な建替（統合）	維持管理後建替	優先的な用途廃止	維持管理後用途廃止	総計
公営住宅	114	585	405	36	72	287	94	1,593
改良住宅	0	74	0	0	0	0	0	74
その他住宅	0	0	0	0	0	21	0	21
総計	114	659	405	36	72	308	94	1,688

資料：施設管理課（西条市公営住宅等長寿命化計画）

第2節 市営住宅の整備等の状況

1 古川団地2区の整備

高齢社会に対応した本市の住宅政策の柱として2003（平成15）年度に着手し、2005（平成17）年度に完成した。

名称	古川団地2区
完成年月	平成18年1月
所在地	古川甲252番地5
戸数	60戸
構造	鉄筋コンクリート造・6階
共同施設等	駐車場（60区画）、エレベーター、全戸バリアフリー仕様等

2 宝来団地の整備

小松地域の市街地において、周辺の老朽化が進む小規模住宅の集約・統合も視野に入れて宝来ブロック団地の建替整備を行い、2011（平成23）年3月に完成した。社会福祉の増進に貢献することも整備の目的であり、障がい者向け住戸も2戸設けている。

名称	宝来団地
完成年月	平成23年3月
所在地	小松町新屋敷甲453番地
戸数	30戸
構造	鉄筋コンクリート造・6階
共同施設等	駐車場（30区画）、駐輪場、エレベーター、全戸バリアフリー仕様、児童遊園等

3 泉町団地の整備

中心市街地の活性化を目的として、老朽化が進む泉町住宅と戻川住宅を集約し、当初は4棟139戸の新泉町団地として1区～4区に分けて整備する予定であった。

2018（平成30）年度に見直した「西条市公営住宅等長寿命化計画」において、国の指針に基づき、1区及び2区の計84戸以上に管理戸数を増加させる必要が無いとの推計結果となったことから、1区、2区は継続実施し、3区、4区は中止とした。

2020（令和2）年1月に1区が、2021（令和3）年1月に2区が完成した。障がい者向け住戸は2戸ずつ設けている。

名称	泉町団地
完成年月	1区：令和2年1月、2区：令和3年1月
所在地	大町275番地2
戸数	84戸（1区：42戸、2区：42戸）
構造	鉄筋コンクリート造・6階
共同施設等	駐車場（84区画）、駐輪場、エレベーター

4 用途廃止

老朽化や住宅の集約等により次の住宅を用途廃止（除却）している。

名称	所在地、戸数、構造	用途廃止 (除却) 年月	備考
氷見西住宅	氷見乙 163 番地 6、 10 戸、木造・平屋建	平成 19 年 9 月	老朽化による
宝来ブロック団地	小松町新屋敷甲 453 番地、 18 戸、コンクリート造・平屋建	平成 22 年 3 月	宝来団地へ建替
泉町住宅 (2 区、4 区)	大町 275 番地 2、 21 戸、コンクリート造・平屋建	平成 30 年 2 月	泉町団地へ集約
泉町住宅 (1 区、3 区、5 区)	大町 275 番地 2、 24 戸、コンクリート造・平家建	平成 31 年 3 月	泉町団地へ集約
辰川住宅 (6 区、7 区、8 区)	飯岡 3928 番地 1、 26 戸、簡易造平屋建又は木造平屋建	令和 5 年 2 月	泉町団地へ集約
泉町住宅 (6 区)	大町 948 番地 1、 24 戸、コンクリート造・平屋建	令和 6 年 12 月	泉町団地へ集約
川原谷第 1 団地	小松町新屋敷甲 2197 番地 1、 20 戸、木造・平屋建	令和 7 年 2 月	老朽化による

5 (仮称)新御手洗団地の整備(中止)

岡村団地、御手洗団地、御手洗教員団地を統合し、(仮称)新御手洗団地 2 棟の建替えを計画していたが、2018(平成30)年度に見直した「西条市公営住宅等長寿命化計画」において、国の指針に基づき確保すべき市営住宅数を推計し、今後10年間において、(仮称)新御手洗団地の整備により管理戸数を増加させる必要がないとの推計結果となったことから、建替え保留となった。

さらに、2023(令和5)年度に見直した「西条市公営住宅等長寿命化計画」において、試算では将来的に市営住宅の管理戸数が「著しい困窮年収未満世帯数」を下回ってくることから、岡村団地、御手洗団地、御手洗教員団地については将来的に用途廃止することとなった。

第3節 住宅使用料

市営住宅使用料については、2004(平成16)年度は旧2市2町の算定方法を引き継ぐこととし、2005(平成17)年度から、旧2市2町の合併前の料金を勘案しつつ算定方法を統一し、料金を改定した。改定の結果、大幅に使用料が上昇する地域の市営住宅については、3年間の使用料減免を行った。また、2009(平成21)年度には、政令の改正に伴い、再度算定方法の改定を行った。

一方、小規模改良住宅使用料は合併前から定額となっており、合併後も引き継いでいる。

第6章 開発

第1節 開発審査

都市計画法に基づく開発行為の許可については、合併時は申請の受付と許可権限者である県知事への進達事務を行っていたが、2006（平成18）年度以降は県から権限移譲を受け、本市で許可を行うこととなった。

これまで実施してきた開発許可の推移は図表9-6-1のとおりである。

図表9-6-1 開発許可件数の推移

（単位：件、㎡）

区分 / 年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
開発許可	住居系	件数 面積	29 72,096	26 90,057	21 95,766	6 27,538	20 51,792	19 46,020	20 39,902	9 21,294	9 30,823	13 20,215
	商業系	件数 面積	13 67,767	7 123,106	2 17,515	4 11,974	1 1,633	3 20,454	4 26,942	6 32,275	2 4,729	
	工業系	件数 面積	8 43,229		3 12,781		3 14,796					2 3,948
	その他	件数 面積	2 5,107	1 3,539	3 29,657	1 3,384	4 27,148	2 4,147	1 1,733	6 69,143	2 16,980	1 1,275
	計	件数 面積	52 188,200	34 216,702	29 155,720	11 42,895	28 95,369	24 70,621	25 68,576	21 122,712	13 52,532	16 25,438
変更許可	件数	18	12	16	8		1	6	10	6	3	

区分 / 年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
開発許可	住居系	件数 面積	13 22,865	15 49,263	17 33,281	17 36,542	16 31,282	13 30,221	17 38,371	8 18,330	10 23,950
	商業系	件数 面積	2 9,443	3 40,438	3 8,967	2 24,890	2 5,593	1 3,695	4 19,442	4 44,132	4 29,213
	工業系	件数 面積		1 3,173	5 41,736	1 7,465	1 4,083	2 7,417	3 5,792	1 11,937	1 2,632
	その他	件数 面積	1 14,367	2 2,567	1 3,333	2 5,757	1 1,383	1 2,527	4 47,189	1 8,097	1 1,978
	計	件数 面積	16 46,675	21 95,441	26 87,317	22 74,654	20 42,341	17 43,859	28 110,794	14 82,496	16 57,774
変更許可	件数	4	3	5	13	10	3	1	6	5	

資料：建築審査課

第2節 建築指導

建築基準法に基づく建築確認申請については、合併時は申請の受付と許可権限者である県知事への進達事務を行っていたが、建築確認等に関する権限の一部を県から移譲を受け、本市は2006（平成18）年度に小規模な建築物の建築確認等を行う「限定特定行政庁」に移行した。

その後、2009（平成21）年度には「特定行政庁」に移行し、全ての建築物の建築確認等を本市で行うこととなった。

これまで実施してきた建築確認件数の推移は図表9-6-2のとおりである。

図表9-6-2 建築確認件数の推移

(単位：件)

区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
住宅	583	657	540	541	500	436	509
店舗	31	45	39	25	15	21	5
工場	23	42	36	38	21	19	18
その他	187	106	136	123	95	87	79
計	824	850	751	727	631	563	611

区分 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
住宅	461	487	521	373	380	420	399
店舗	20	23	13	19	14	11	14
工場	23	12	11	17	25	25	30
その他	65	115	99	91	63	62	87
計	569	637	644	500	482	518	530

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
住宅	461	429	462	497	450	385	323
店舗	9	13	14	3	16	11	7
工場	29	27	19	26	32	35	29
その他	83	81	97	104	87	76	69
計	582	550	592	630	585	507	428

資料：建築審査課

第3節 住宅耐震化

1 西条市耐震改修促進計画

2006（平成18）年に国が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正し、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を策定したことを受け、2007（平成19）年3月に県が「愛媛県耐震改修促進計画」を策定した。

本市においても、住宅や建築物の耐震化促進のため、「西条市耐震改修促進計画」を2008（平成20）年3月に策定している。

同計画は2025（令和7）年までに7度の改正を行っており、2019（令和元）年の改正では、ブロック塀等の安全対策事業の対象となる通学路や避難経路についての規定を追加した。

同計画に基づき、想定される南海トラフ地震等に対し、民間住宅の耐震診断と耐震改修を支援する補助事業を開始し、民間住宅の地震に対する安全性の向上に関する施策を実施している。

2 木造住宅耐震診断・改修事業

本市では、2005（平成17）年8月から住宅所有者が行う木造住宅における耐震診断費用を助成する木造住宅耐震診断（補助方式）事業を開始し、旧耐震基準で建築された既存木造住宅等の耐震改修を進めてきた。

2016（平成28）年度からは木造住宅耐震診断（技術者派遣）事業を開始し、2023（令和5）年度からは、上記2事業を木造住宅耐震診断（技術者派遣）事業に一本化した。

また、前述の西条市耐震改修促進計画で目標として定めた耐震改修の実効性を高めるため、

2011（平成23）年8月から木造住宅耐震改修事業を開始し、耐震改修経費への助成を行い市民の経済的負担を軽減している。

これまで取り組んできた木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業の推移は図表9-6-3のとおりである。

図表9-6-3 耐震関係助成事業の推移

項目 / 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
【耐震診断等】											
実施戸数 (戸)	耐震診断	19	19	28	23	13	44	23	26	20	32
	技術者派遣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	19	19	28	23	13	44	23	26	20	32
補助金額 (千円)	耐震診断	380	380	560	460	260	880	460	520	400	640
	技術者派遣	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	380	380	560	460	260	880	460	520	400	640
【耐震改修】											
実施戸数 (戸)	設計	-	-	-	-	-	-	11	21	11	24
	工事	-	-	-	-	-	-	9	13	11	19
	(特別補助)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	工事監理	-	-	-	-	-	-	8	13	11	19
	計(延)	-	-	-	-	-	-	28	47	33	62
補助金額 (千円)	計	-	-	-	-	-	-	5,764	10,795	8,357	23,418
項目 / 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
【耐震診断等】											
実施戸数 (戸)	耐震診断	27	5	2	0	1	0	0	0	-	-
	技術者派遣	-	80	77	70	43	17	31	22	28	102
	計	27	85	79	70	44	17	31	22	28	102
補助金額 (千円)	耐震診断	540	100	40	0	20	0	0	0	-	-
	技術者派遣	-	4,000	3,850	3,500	2,172	866	1,579	1,120	1,426	5,194
	計	540	4,100	3,890	3,500	2,192	866	1,579	1,120	1,426	5,194
【耐震改修】											
実施戸数 (戸)	設計	26	43	43	38	28					23
	工事	21	36	29	30	30	11	15	12	14	23
	(特別補助)						11	15	12		
	工事監理	21	36	29	30	30					
	計(延)	68	115	101	98	88	22	30	24	14	46
補助金額 (千円)	計	23,448	38,360	34,211	34,112	32,367	11,146	16,050	12,688	14,000	27,000

資料：建築審査課（事務報告書・一）

第4節 空き家対策

1 西条市空家等対策計画

国は、老朽化による倒壊の危険、治安や景観の悪化など、周辺環境への多大な悪影響をもたらす放置空家が増加していることから、2014（平成26）年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を定めた。

これを受けて本市では、2016（平成28）年4月に空家等対策審議会を設置するとともに、西条市空家等対策計画を策定し、除却等の適切な維持管理を指導するとともに、空家の除却に要する

経費への補助を行うなど、所有者等による適切な管理の促進を進めるほか、空き家バンク制度等により空家ストックの有効活用を促進するなど、総合的な空家等への対策を進めている。

また、策定から約5年が経過した2022（令和4）年4月には、上位計画である「第2期西条市総合計画後期基本計画（第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を反映させてSDGsに関する内容を盛り込み、最新の統計調査の結果を追加するなどの見直しを行った。

空家数等の推移は図表9-6-4のとおりである。

図表9-6-4 本市における空家数等の推移

項目 / 年次	H20	H25	H30	R5
空家数(戸)	6,400	6,780	9,820	11,610
空家率(%)	13.0	13.4	18.4	21.3

資料：住宅・土地統計調査（総務省）

2 老朽危険空家除却事業

2016（平成28）年度から、老朽化して倒壊などのおそれのある危険な空家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、除却に係る費用の一部を補助する「老朽危険空家除却事業」を開始した。

老朽危険空家除却事業の実績は図表9-6-5のとおりである。

図表9-6-5 老朽危険空家除却事業の実績数

（単位：千円、戸）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助額	8,000	8,000	10,165	10,752	12,000	12,000	11,969	11,600	11,704
実施戸数	12	13	13	14	16	16	15	15	15
累計	12	25	38	52	68	84	99	114	129

資料：都市計画課（事務報告書・一）

第5節 その他

1 ブロック塀等安全対策事業

2018（平成30）年6月の大阪北部地震におけるブロック塀倒壊に伴う死亡事故を受け、本市では小中学校をはじめとする公共施設の安全対策を進めるとともに、2019（令和元）年度からは、通学路や緊急避難路に面するブロック塀等の安全対策費用の一部を補助するブロック塀等安全対策事業を開始した。

同事業の補助額、実施戸数等の推移は図表9-6-6のとおりである。

図表9-6-6 ブロック塀等安全対策事業の推移

(単位：千円、戸)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
補助額	2,683	2,991	2,979	2,887	1,714	1,410
実施戸数	10	12	11	11	8	6
累計	10	22	33	44	52	58

資料：建築審査課（事務報告書・一）

2 盛土・宅地防災の取組

過去の大地震時に盛土造成地の宅地被害が多くあったことから、将来、発生が予測されている南海トラフ巨大地震から市民の生命や財産を守るため、宅地耐震化推進事業を活用して、「大規模盛土造成地」の存在を確認するための基礎調査を行い、「大規模盛土造成地マップ」を2020（令和2）年3月6日に作成・公表した。今後は、大規模盛土造成地の安全性を確認するべく、より詳細な調査を予定している。

第7章 国土

第1節 国土調査

国土調査（地籍調査）は、主に市町村が主体となって一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目の調査及び境界や地積に関する測量を行うものである。調査によって作成された地籍簿及び地籍図は、事前の防災対策や災害発生時の迅速な復旧対応、適正な森林管理、円滑な土地取引のほか、適正かつ公平な課税事務にも活用されており、土地に関する行政活動や経済活動の重要な基礎データになっている。

合併前の旧2市2町では、旧小松町が1978（昭和53）年度に、旧東予市が1988（昭和63）年度に、旧丹原町が2002（平成14）年度にそれぞれ地籍調査事業を完了しているが、旧西条市では1963（昭和38）年度から1972（昭和47）年度までの10年間に市域平坦部37.90㎢での調査を実施した後、事業が休止状態となっていた。このため、合併後の2005（平成17）年度から未実施の山間部など135.47㎢について、調査を再開している。

再開後は、平坦部に近接した山裾の区域を新居浜市との境界部から旧小松町境へと実施し、順次、奥山の集落へと調査範囲を拡大している。山間部では高齢化の進行などにより土地境界を熟知している土地所有者が減少傾向にある。さらに、境界確認のための現地立会の困難度合いが増すなど、今後事業進捗に対する障害は増幅するものと危惧される。そのため、集落での調査終了後は航測法を取り入れ早期完了を図る予定である。

地籍調査の実施状況は図表9-7-1のとおりである。

図表9-7-1 国土調査の実施面積

① 合併前

旧東予市	昭和37～63年度に全域69.11㎢での地籍調査を完了
旧丹原町	昭和45～平成14年度に全域124.29㎢での地籍調査を完了
旧小松町	昭和38～53年度に全域64.01㎢での地籍調査を完了
旧西条市	昭和38～47年度の間に市内平坦部37.90㎢での地籍調査を完了後、山間部135.47㎢についての調査を未実施のまま事業を休止

② 合併後（事業再開後）

R6年度末現在（単位：㎢）

年度	実施区域	実施面積	備考
H17	下島山の一部、飯岡の一部	0.53	実施済
H18	船屋の一部（乙地番）	2.31	
H19	下島山の一部（乙地番）	2.31	
H20	飯岡、早川の一部	1.16	
H21	早川の一部	1.15	
H22	大浜の一部	1.43	
H23	大浜の一部及び福武の一部	1.49	
H24	中野の一部及び津越の一部	1.21	
H25	中野の一部及び洲之内の一部	1.16	

H26	洲之内の一部、西田の一部及び中野の一部	0.94	実施済
H27	西泉、坂元の各一部	1.10	
H28	坂元、氷見の各一部	0.75	
H29	氷見の一部	2.44	
H30	中野、黒瀬の各一部	0.85	
R1	荒川、黒瀬の各一部	1.14	
R2	千町及び藤之石の各第一	1.03	
R3	千町及び藤之石の各第二	0.59	
R4	兎之山の第1	1.35	
R5	大保木の第1	0.64	
R6	大保木の第2	0.60	
H17～R6計		24.18	

資料：国土調査課（事務報告書・一）

*未実施面積（135.47k㎡）に対する実施進捗率：17.85%

第2節 治山治水

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊の危険性があり、それにより一定規模以上の人家や施設に危害が生じるおそれがある地域で、一定の行為を制限すると判断された区域を指す。これらの区域は都道府県知事が指定する。本市では、2024（令和6）年3月現在で、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域に192か所が、土砂災害特別警戒区域に191か所が指定されている。

急傾斜地の崩壊やがけ崩れなどから生命や財産を守るため、県と本市では防災対策工事に対する次の補助制度を実施している。

① 急傾斜地崩壊対策（実施主体：愛媛県）

採択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れによって著しい被害を受けるおそれのある人家がおおむね10戸以上 ・がけの高さが10m以上 ・がけの傾斜度が30度以上 ・移転適地がないこと
負担条件	国・県 98.2%、市 1.8%、受益者 0%

② がけ崩れ防災対策事業（実施主体：西条市）

採択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・自然がけ ・がけの高さが5m以上 ・がけの傾斜度が30度以上
負担条件	県 60%、市 27.5%、受益者 12.5%

土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の名称及び所在地を地域防災計画に記載することとなっている。当該施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊が発

生した時に利用者を円滑かつ迅速に避難させるために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び訓練の実施について、市長への報告が義務付けられている。本市では保育園や病院、障がい者施設など6か所が記載されている。

2 普通河川の管理・改修

道路法、河川法等の適用がない、里道、水路、普通河川等に使用されている土地を「法定外公共物」という。これまで国が所有し、県が管理していたが、2000（平成12）年4月に施行された地方分権一括法により、法定外公共物のうち機能を有しているものについては、市町村へ無償譲渡できることとなり、2001（平成13）年度から2004（平成16）年度にかけて本市へ譲与された。

本市では法定外公共物として管理する普通河川のうち、大雨などによる氾濫被害や土砂流出の危険性が高い24河川を「市管理重要河川」と位置付けている。緊急度や用地確保を考慮した河川整備年次計画に基づき、護岸等の改修を行うことで、河道断面の確保や流下能力の向上を図り、流域の安全・安心の確保に努めている。

また、過去に被災し、復旧した市管理河川について、再度被災する可能性の高い箇所を対象に床土工（帯工）を設置することにより、再度災害の防止を図っている。

改修事業の状況は図表9-7-2、市管理河川の位置図は図表9-7-3のとおりである。

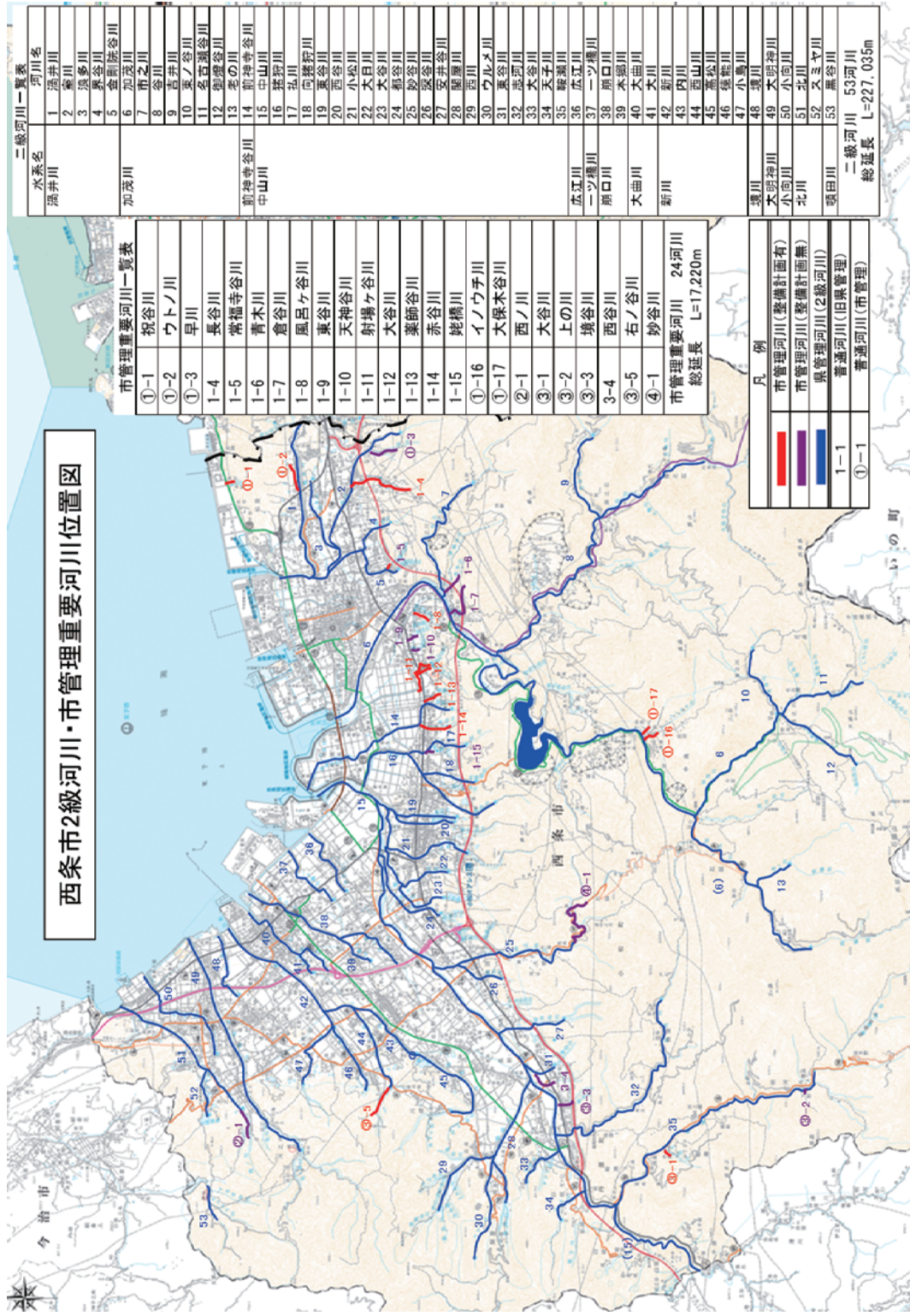
図表9-7-2 市管理の改修状況

番号	河川箇所番号	河川名	地区名	事業費 (千円)	事業年度
①	①-1	祝谷川	祝谷	4,094	H19、H20
②	①-2	ウトノ川	大谷	146,994	H19、H20、H26～R2、R4～6
③	①-3	早川	飯岡	2,938	H21、H27
④	1-4	長谷川	大浜	63,618	H19、H20、H22～26、H29、R3～6
⑤	1-5	常福寺谷川	武	3,600	H21
⑥	1-6	青木川	津越	7,117	H24～26、R1
⑦	1-7	倉谷川	中野（舟形）	2,043	H20、H27
⑧	1-8	風呂ヶ谷川	日明	1,760	H20、H27
⑨	1-10	射場ヶ谷川	西原	0	
⑩	1-12	大谷川	奥の内	3,950	H19、H27、R1
⑪	1-13	薬師谷川	棚林	0	
⑫	1-14	赤谷川	西泉	15,196	H20、H21、H23、H24、H26
⑬	①-16	イノウチ川	千野々	11,034	H19、H20、H25
⑭	①-17	大保木谷川	千野々	525	H19
⑮	③-1	大谷川（鞍瀬）	中奥（鞍瀬）	1,397	H19、H20
⑯	3-4	西谷川	中奥（鞍瀬）	53,505	R2～6
⑰	③-5	右ノ谷川	丹原町 寺尾	17,371	H21、H22、H26、H27
⑱	④-1	妙谷川	丹原町 古田	1,323	H25
計				336,465	

資料：港湾河川課

注 この表には再度災害防止事業は含まれていないため、H25年度以降の事務報告書の河川改修事業費とは一致しない

図表9-7-3 市管理河川位置図



資料：港湾河川課